狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針

令和６年11月改定

狭山市教育委員会

目　次

はじめに 1
1 基本方針の策定の趣旨 2
2 小・中学校を取り巻く状況 3
(1)人口の推移 3
(2)児童・生徒数、学級数の推移 4
(3)地区別の児童・生徒数の現状と今後の見通し 6
(4)学校別の児童生徒数、学級数の現状と今後の見通し 16
(5)学校施設の改築等の今後の見通し 23
3 学校規模による学校教育の課題 24
4 学校の規模と配置の適正化の必要性 25
(1)本市の基本理念と基本方針 25
(2)学校の規模と配置の適正化を進めるための視点 25
5 学校の規模と配置の適正化の考え方 29
(1)学校の規模の適正な基準 29
(2)小・中学校の規模の現状と将来推計 30
(3)学校の配置の適正化 31
6 小・中学校の規模と配置の適正化に向けた検討 32
(1)小学校 32
(2)中学校 36
7 小・中学校の規模と配置の適正化の方向性 41
(1)小学校 41
(2)中学校 41
8 学校の規模と配置の適正化の手法 42
9 学校の規模と配置の適正化の進め方 44
(1)基本方針の決定 44
(2)地元検討組織の設置 44
(3)地元検討組織からの提言 44

(4)統廃合計画等の策定と推進 44
(5)学校の環境整備 44
10 学校の規模と配置の適正化を進めるにあたって特に配慮すること 45
(1)学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成 45
(2)市民への情報提供 45
(3)学校と地域の連携 45
(4)学校施設の老朽化への対応 45
(5)学校施設の跡地活用の考え方 45
11 参考資料 46
(1)国の標準規模等の基準 46
(2)小規模校の対応の目安(国の手引きより) 47
(3)埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表(抜粋) 49
(4)令和5年度の児童・生徒数、学級数の実績値と、平成35年度の推計値(旧基本方針)の比較表 50

はじめに

本市では、少子化の進展等により児童・生徒数が減少している現状を踏まえ、学校規模により生じる課題を解消し、子供たちのより良い教育環境を目指して、平成19年9月に「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」を策定し、小学校2校、中学校2校の統廃合などによる小・中学校の規模と配置の適正化に取り組んでまいりました。

この間、国では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、小規模校の適正化に関する基本的な方向性や考慮すべき要素など、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた新たな指針を示し、本市では、令和3年3月に第4次狭山市総合計画の後期基本計画を策定し、教育文化に関しては、「人を育み文化を創造するまちをめざして」をまちづくりの柱に定め、同年 9 月には、この後期基本計画を上位計画とし、第3次狭山市教育振興基本計画を策定し、本市の教育の取り組むべき方向とその実現に向けた施策を取りまとめました。

また、市が保有する公共施設の老朽化に対し、長期的な視点に立って、公共施設の配置を適正化し、財政負担の軽減と平準化を図るため、平成29年3月に「狭山市公共施設等総合管理計画」を策定し、その中で学校施設は、学校規模と配置の適正化を図るとともに、他の教育施設や社会福祉施設との複合化、あるいは、大規模改修による長寿命化といった施設の計画的な保全を基本方針として掲げており、これら計画との整合性に配慮していくことが求められています。

こうした学校を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒数の状況と将来推計値をもとに平成30年3月に本方針を改定いたしましたが、改定から6年が経過し、少子化の進行や小学校での35人学級への制度変更により、推計値と現況の学級数に大きな乖離が生じたため、令和5年度に推計値の精度を高めるためコーホート要因法(※1)を用いた児童・生徒数の将来推計を実施し、この結果をもとに基礎データを改め、本方針の見直しを行うものです。

(※1)コーホート要因法とは、自然増減と社会増減の仮定に基づいて、ある年(期間)に生まれた集団の人口変化を一定期間観察することで将来人口を推計する方法。
社会増減については、国立社会保障・人口問題研究所による狭山市の純移動率(転出入率)のほか、市街化区域内の農地などが宅地へ転用され、建築される戸建て住宅やマンションの戸数見込みを土地面積等から算出し、その戸数に対し、国勢調査における狭山市の「市外からの転入者率」や「男女年齢別転入人口比率」から開発によって増加する人口を加算している。

【参考】令和5年度の児童・生徒数、学級数の実績値と、平成35年度の推計値(旧基本方針)の比較表を【11 参考(4)】に記載しております。

1 基本方針の策定の趣旨

本市の児童・生徒数は、昭和 60 年度の 24,344 人をピークに減少を続けており、令和 5 年度にはピーク時のおよそ 4 割にあたる 9,449 人となり、1 学年が 1 学級（以下「単学級」という。）の小学校も現れています。

また、校舎等の学校施設は、築後 50 年を経過している施設もあり、令和 3 年 8 月に「狭山市学校施設長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）が策定されたことから、原則、適正化を進めるにあたっては、長寿命化計画と整合性を図る必要があります。

本市では、令和 3 年 9 月に策定した第 3 次狭山市教育振興基本計画の教育の基本理念に基づき、「生きる力を備え　未来へはばたく“さやまっ子”の育成」を学校教育の基本方針とし、基本目標のひとつである「質が高く魅力ある教育環境の充実」を実現させていくとともに、子供の安心安全な学校生活を確保するため、老朽化する校舎等の改築や大規模改修を計画的に推進していく必要があることから、小・中学校の規模と配置について適正化を図ることが重要な課題となっています。

本基本方針は、この小・中学校の規模と配置の適正化を推進していくうえでの基本的な考え方とその進め方を取りまとめたものです。

なお、本基本方針は、国の教育制度改革や本市における児童・生徒数に大きな変化が見込まれるなど、学校を取り巻く環境が今後より一層変化する場合は、再度検討を行い、基本方針の見直しを図っていくものとします。

2 小･中学校を取り巻く状況

(1)人口の推移

本市の人口は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半にかけて大きく増加しましたが、平成元年以降は伸びが緩やかになり、平成 7 年以降は停滞傾向となり、さらに、平成 10 年以降は減少に転じています。

人口の年齢別構成については、15 歳未満の人口の割合が減少する一方で、65 歳以上の人口の割合は年々増加する傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

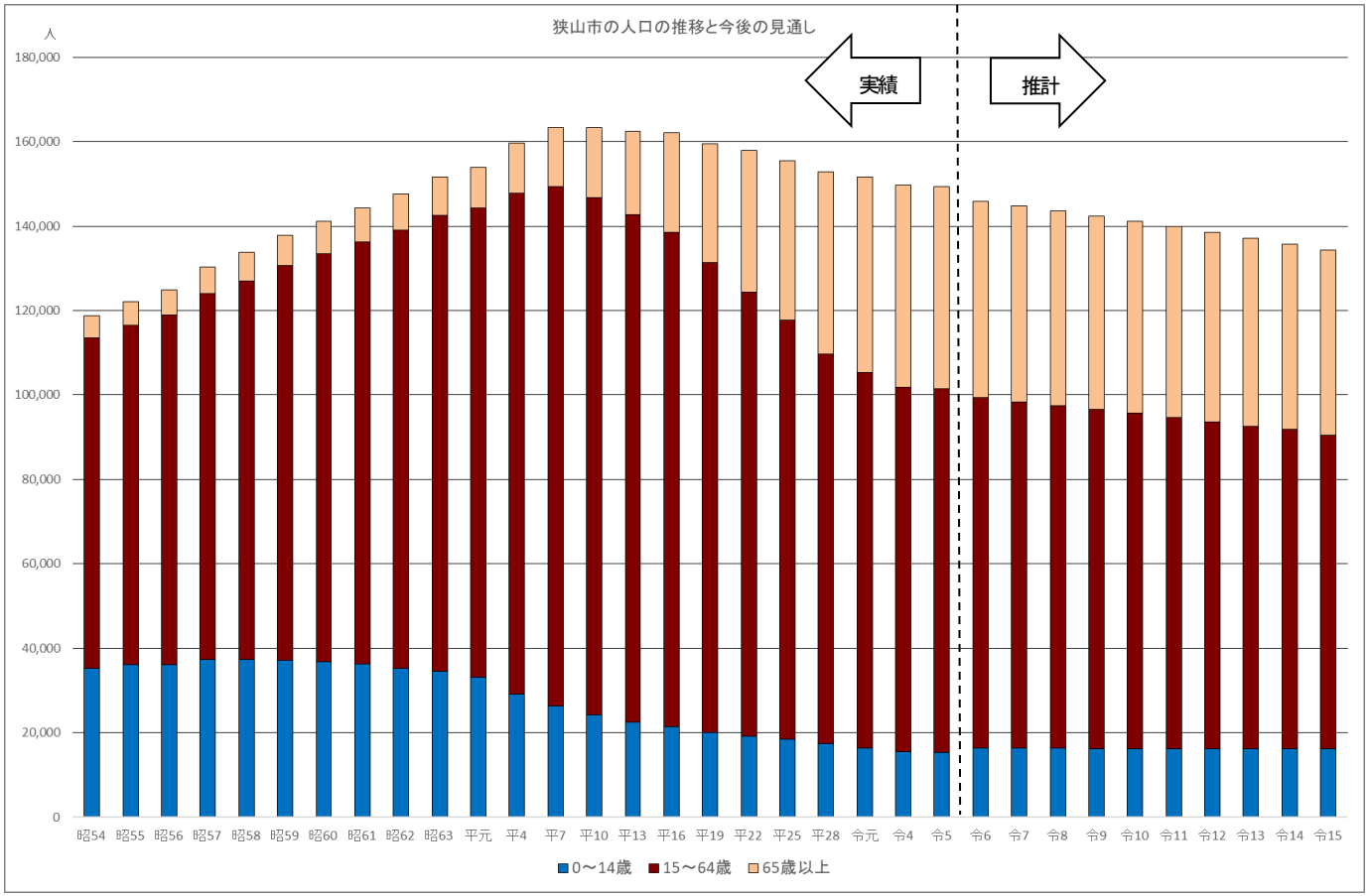

<参考>狭山市人口ビジョン

(2)児童・生徒数、学級数の推移

本市の児童数は昭和 57 年度を境に、生徒数は昭和 62 年度を境にそれぞれ減少を続け、令和 5 年度の児童・生徒数はピーク時に比べてそれぞれ 63.9%、62.5%減少しています。

また、学級数についても、小・中学校合計で、ピーク時の昭和 60 年度に比べて、令和 5 年度には 43.8%減少しています。

令和 15 年度には、令和 5 年度に比べ、児童数は 9.0%(551 人)の減少、生徒数は 14.2%(466 人)減少していく見込みです。

さらに、令和 15 年以降の 0 歳から 14 歳までの年少人口の推計値からすると、児童・生徒数は減少していく見込みです。

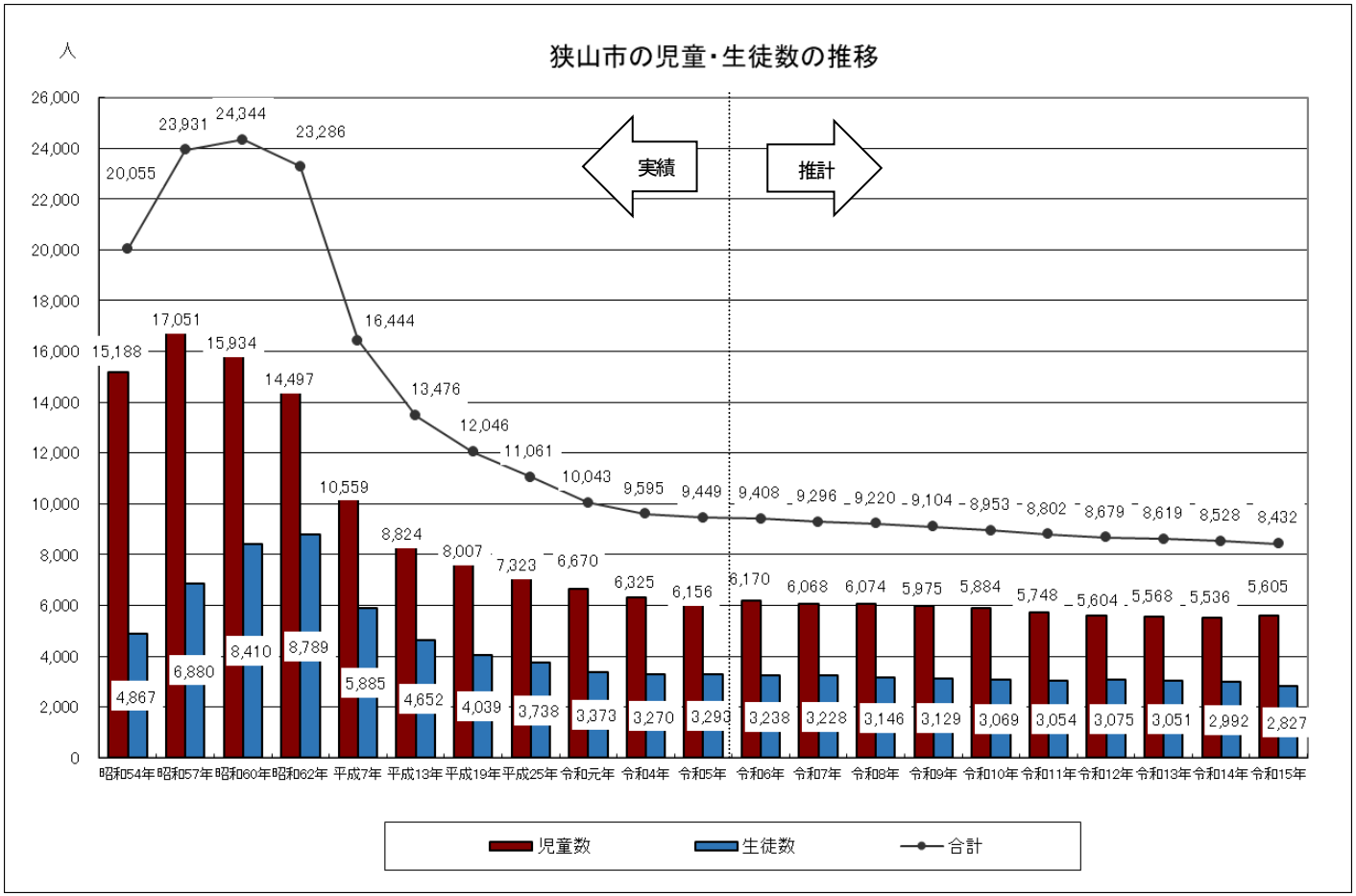

<参照>本基本方針 P22 推計表より

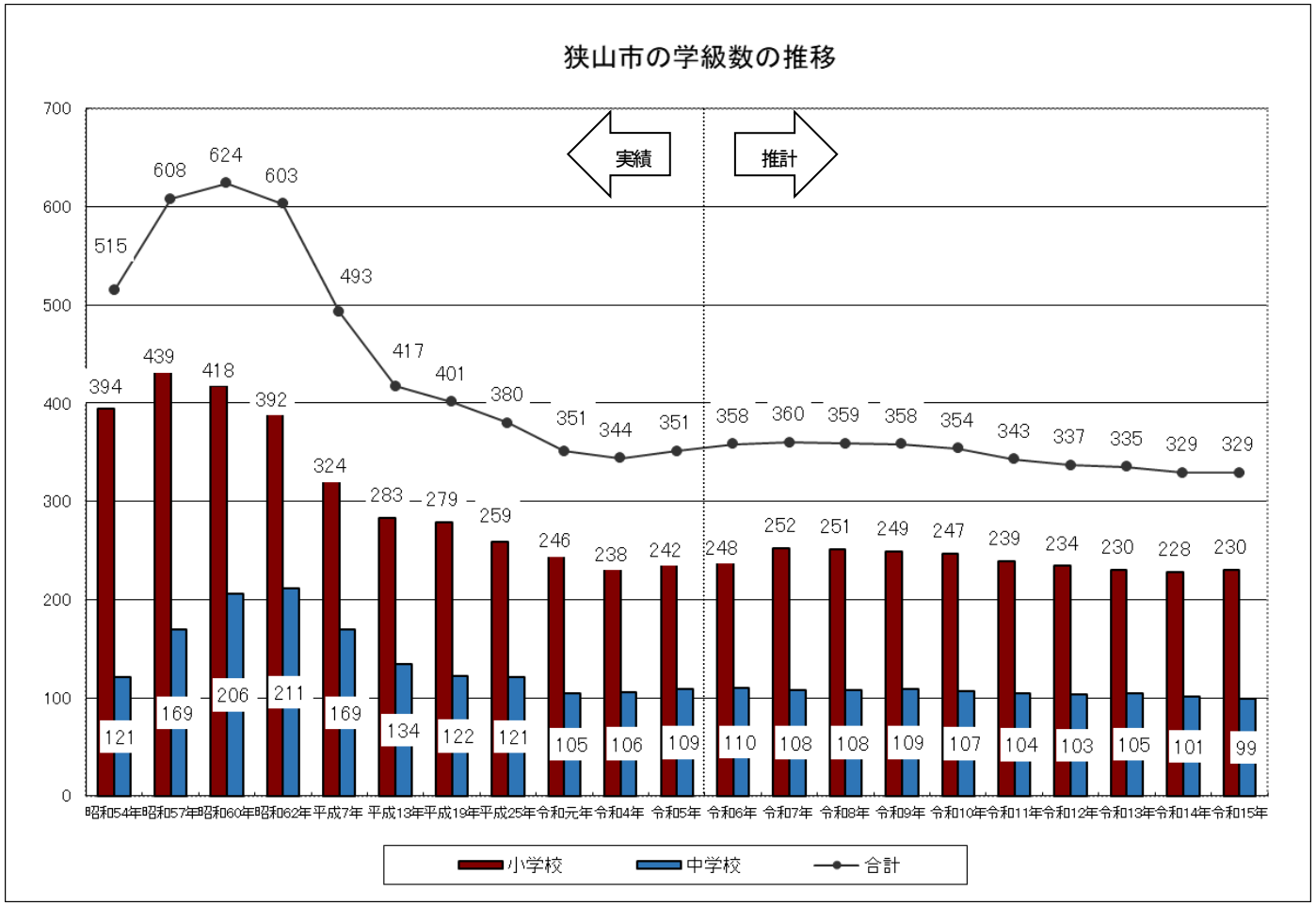

<参照>本基本方針 P22 推計表より

(3)地区別の児童・生徒数の現状と今後の見通し

① 入間川地区

小学校は、令和５年５月１日現在、入間川小学校(475 人/15 学級)、入間川東小学校(662 人/22 学級)及び富士見小学校(571 人/19 学級)の３校(1,708 人/56 学級)があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 1.9%(33 人)増加する見込みです。

中学校は、令和５年５月１日現在、中央中学校(457 人/12 学級)及び入間川中学校(247 人/7 学級)の２校(704 人/19 学級)があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 1.3%(9 人)減少する見込みです。

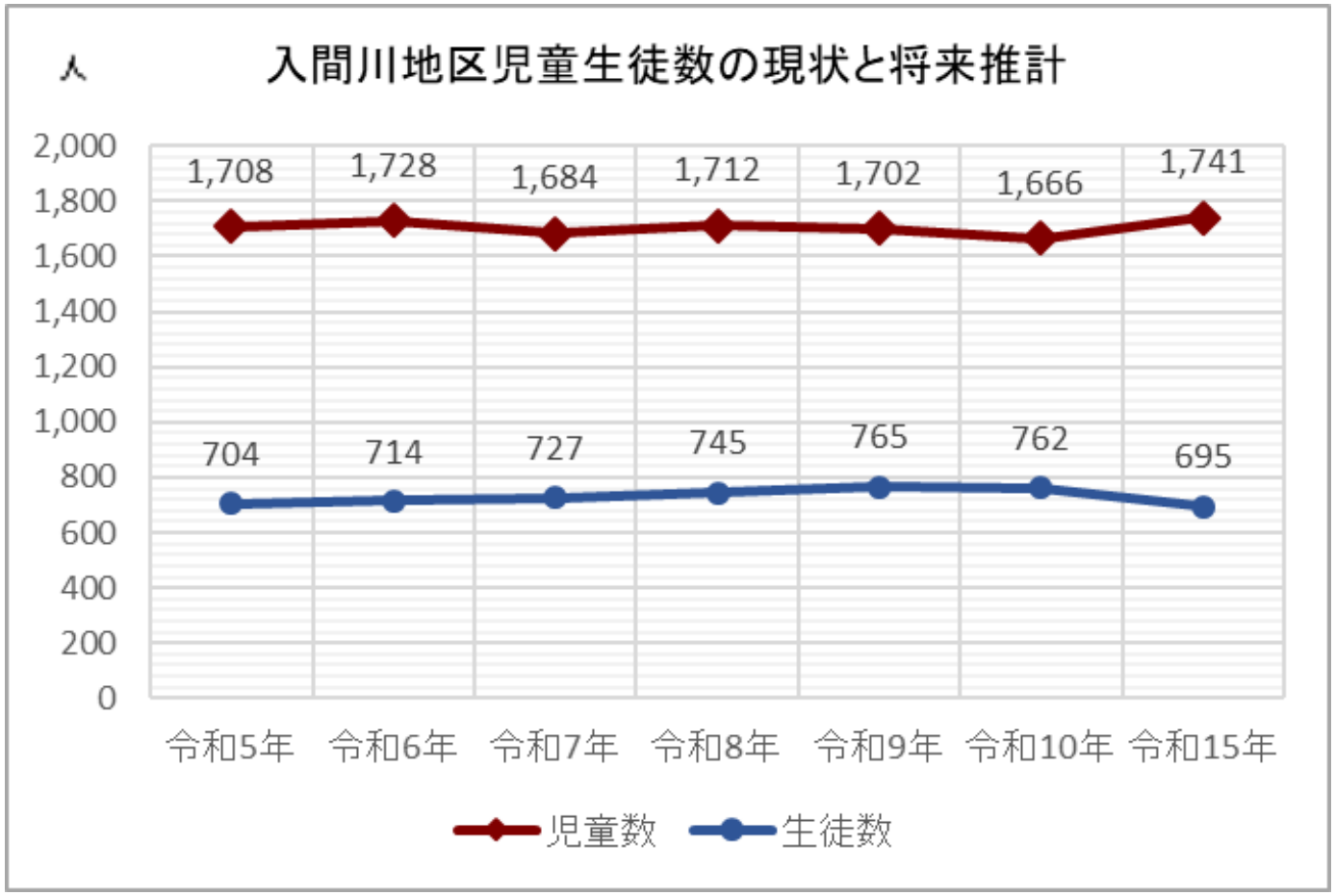

<参照>本基本方針 P22 推計表より

② 入曽地区

小学校は、令和５年５月１日現在、南小学校（480 人/18 学級）、山王小学校（388 人/12 学級）、入間野小学校（464 人/16 学級）及び御狩場小学校（203 人/8 学級）の４校（1,535 人/54 学級）があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 15.2%（234 人）減少する見込みです。

中学校は、令和５年５月１日現在、山王中学校（316 人/9 学級）及び入間野中学校（472 人/14 学級）の２校（788 人/23 学級）があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 10.7%（84 人）減少する見込みです。

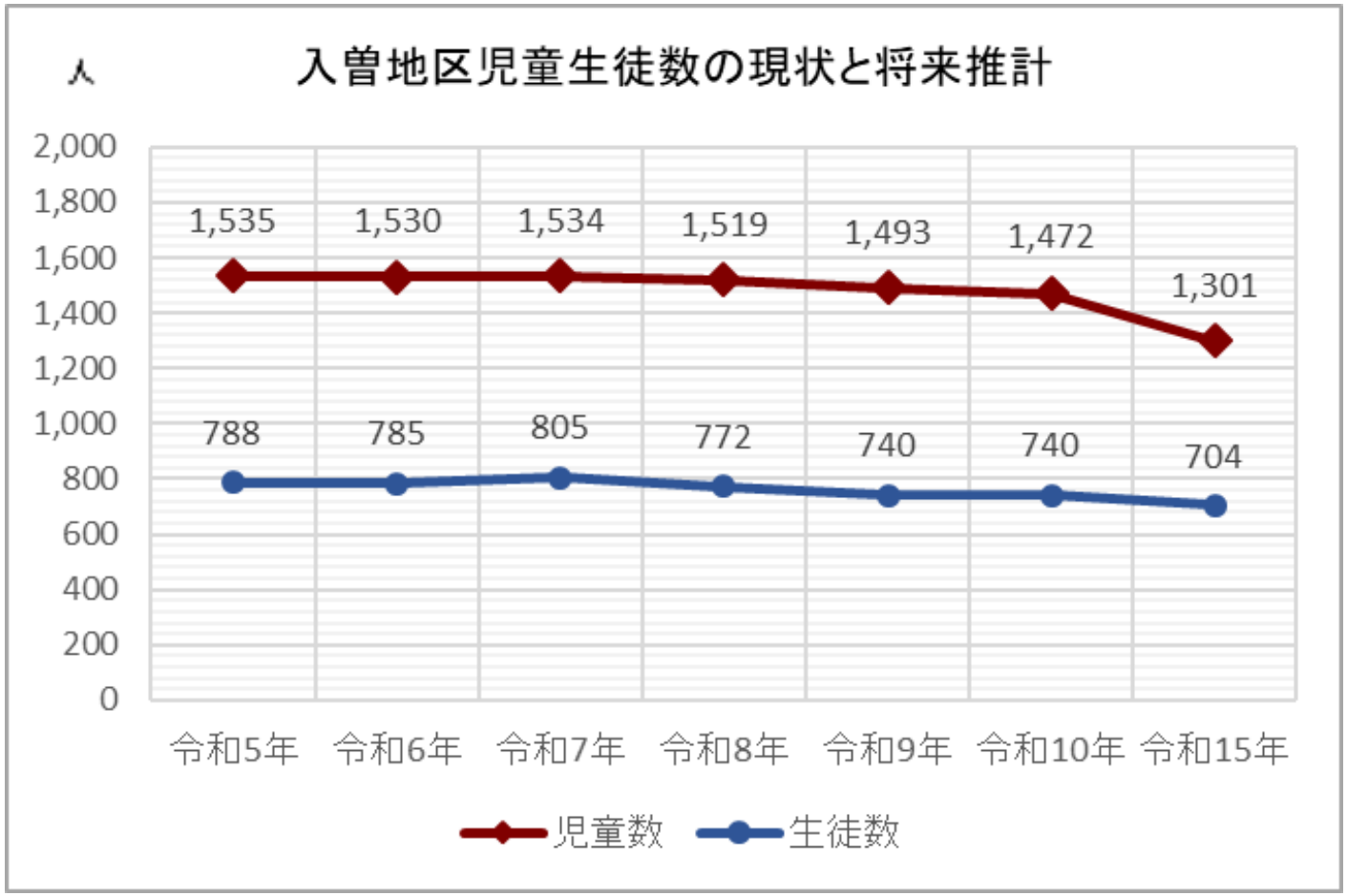

＜参照＞本基本方針 P22 推計表より

③ 堀兼地区

小学校は、令和 5 年 5 月 1 日現在、堀兼小学校（229 人/10 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和 5 年度から 15.3%（35 人）減少する見込みです。

中学校は、令和 5 年 5 月 1 日現在、堀兼中学校（365 人/11 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和 5 年度から 3.0%（11 人）減少する見込みです。

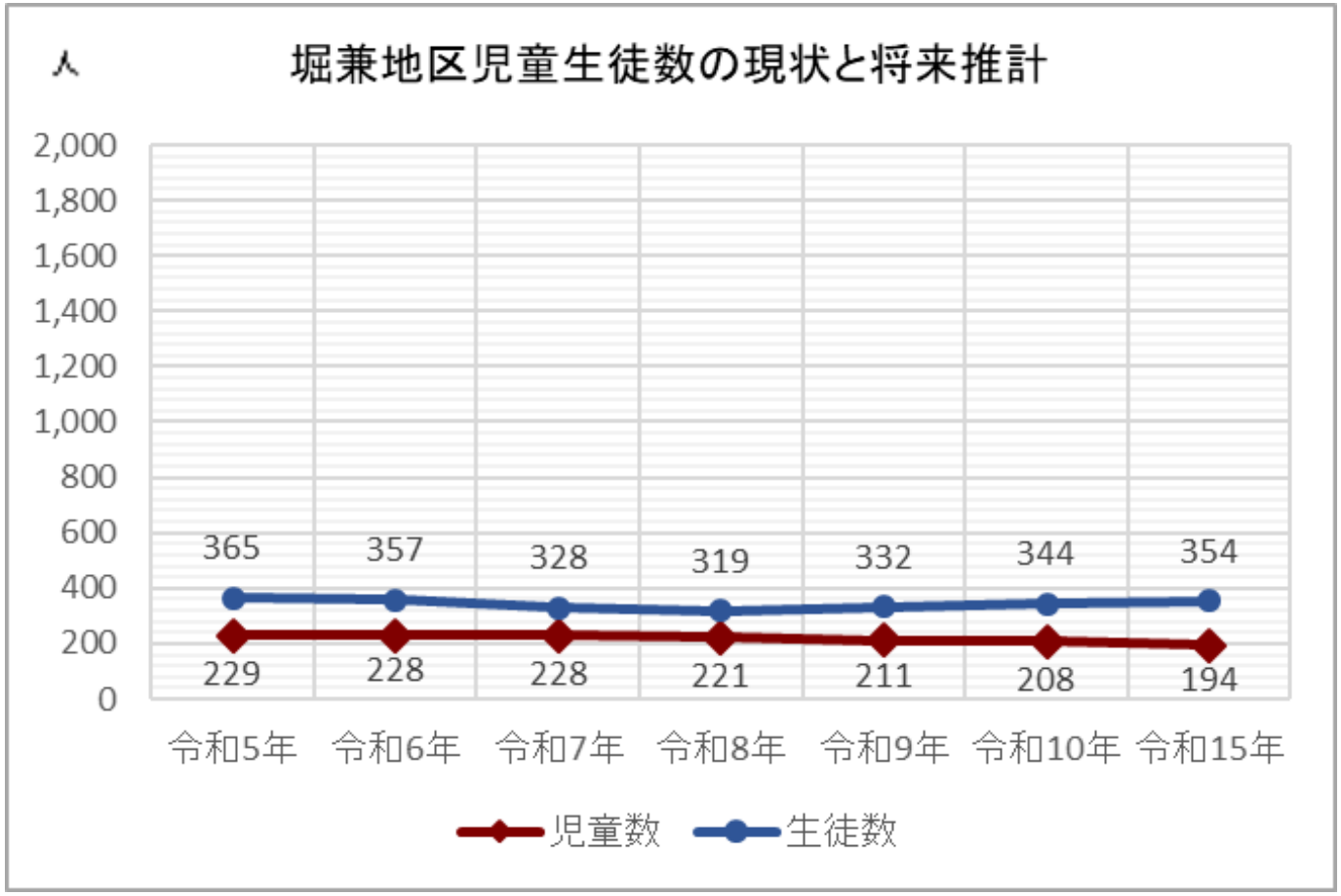

<参照>本基本方針 P22 推計表より

④ 奥富地区

小学校は、令和 5 年 5 月 1 日現在、奥富小学校（302 人/12 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和 5 年度から 36.1%（109 人）減少する見込みです。

中学校は、入間川地区の中央中学校が指定校となっています。

<参照>本基本方針 P22 推計表より

⑤ 柏原地区

小学校は、令和５年５月１日現在、柏原小学校（461 人/16 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 29.3%（135 人）減少する見込みです。

中学校は、令和５年５月１日現在、柏原中学校（267 人/9 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 23.2%（62 人）減少する見込みです。

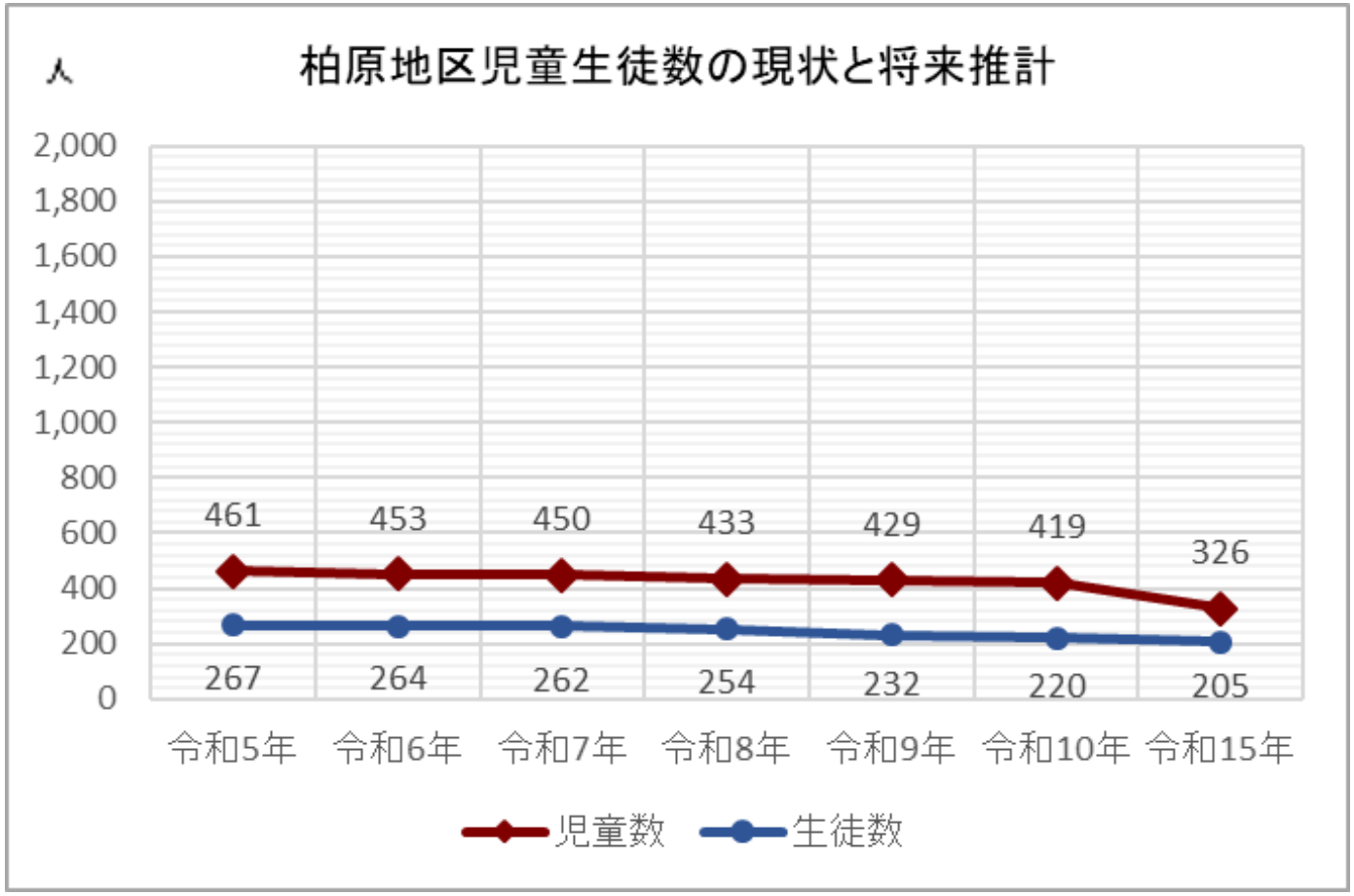

<参照>本基本方針 P22 推計表より

⑥ 水富地区

小学校は、令和 5 年 5 月 1 日現在、水富小学校（359 人/12 学級）、広瀬小学校（406 人/14 学級）及び笹井小学校（190 人/7 学級）の 3 校（955 人/33 学級）があり、令和 15 年度の推計では、令和 5 年度から 21.6%（206 人）減少する見込みです。

中学校は、令和 5 年 5 月 1 日現在、西中学校（540 人/15 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和 5 年度から 35.0%（189 人）減少する見込みです。

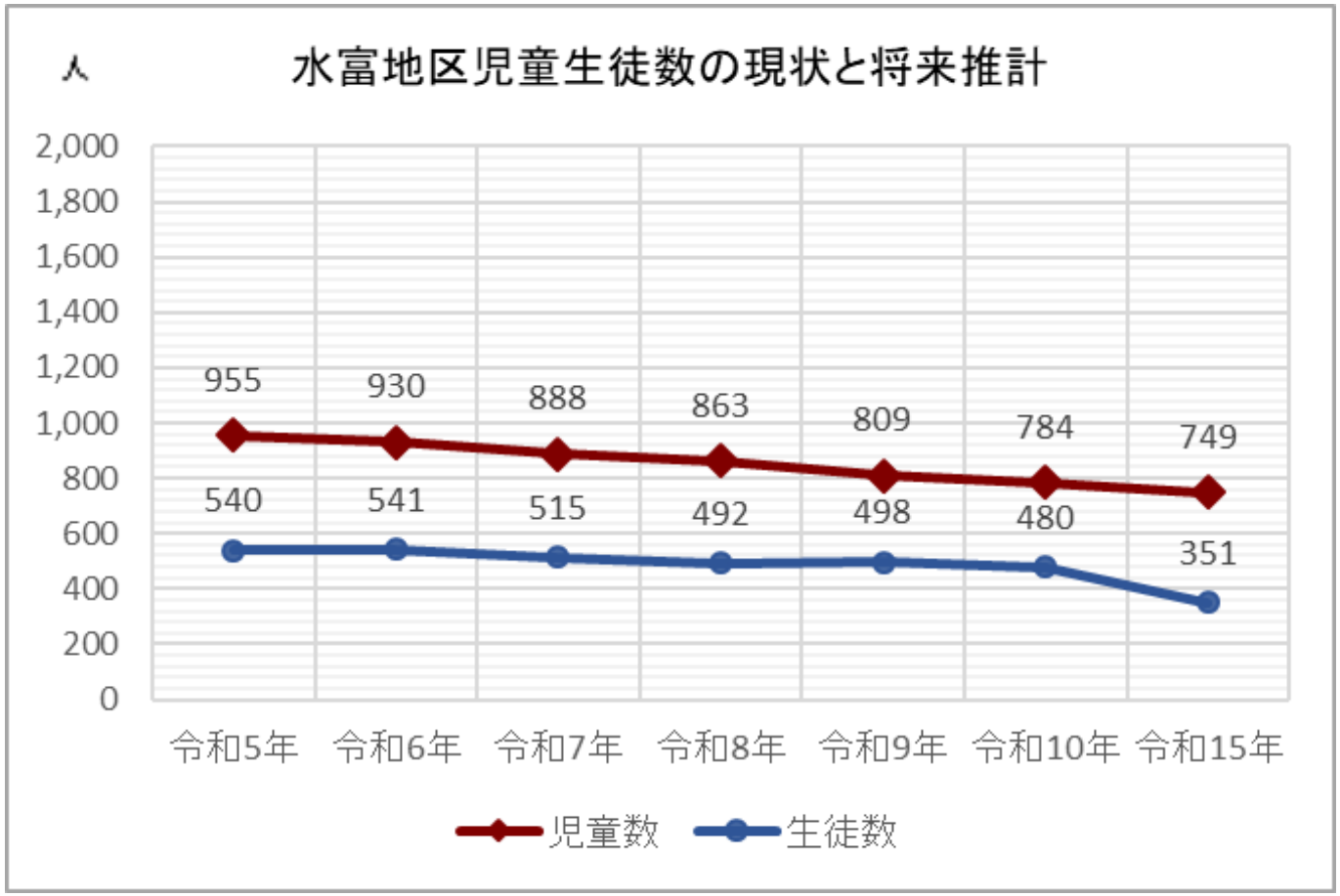

<参照>本基本方針 P22 推計表より

⑦ 新狭山地区

小学校は、令和５年５月１日現在、新狭山小学校（406 人/14 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 45．6％（185 人）増加する見込みです。

中学校は、堀兼地区の堀兼中学校が指定校となっています。

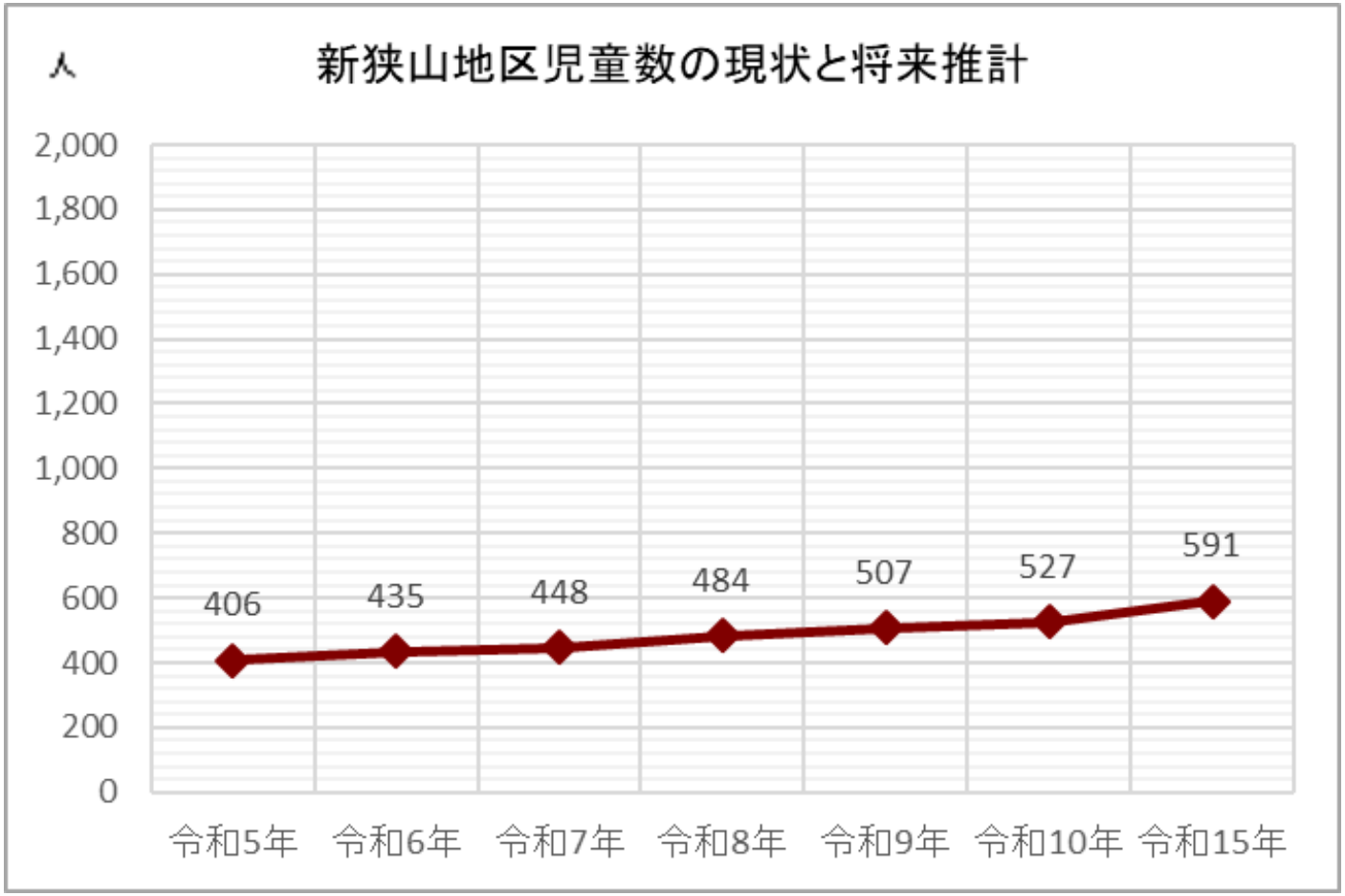

＜参照＞本基本方針 P22 推計表より

⑧ 狭山台地区

小学校は、令和５年５月１日現在、狭山台小学校（370 人/12 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 13.5%（50 人）減少する見込みです。

中学校は、令和５年５月１日現在、狭山台中学校（549 人/16 学級）1 校があり、令和 15 年度の推計では、令和５年度から 18.9%（104 人）減少する見込みです。

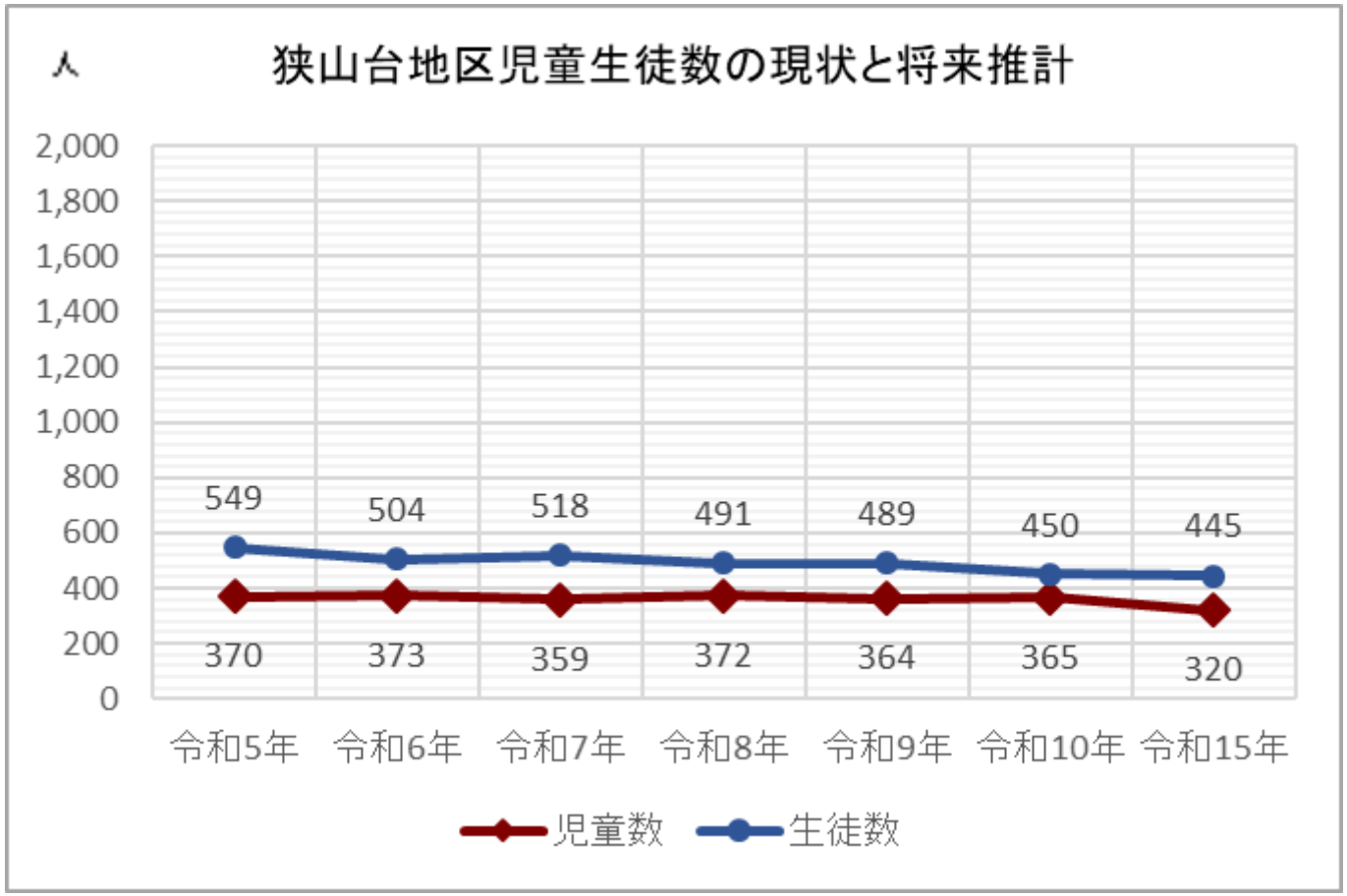

<参照>本基本方針 P22 推計表より

【参考】

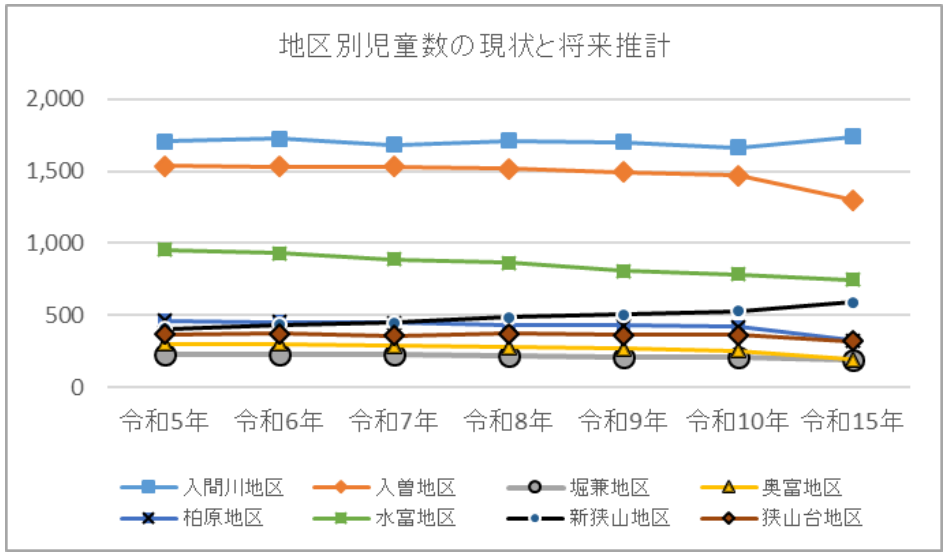

<参照>本基本方針 P22 推計表より

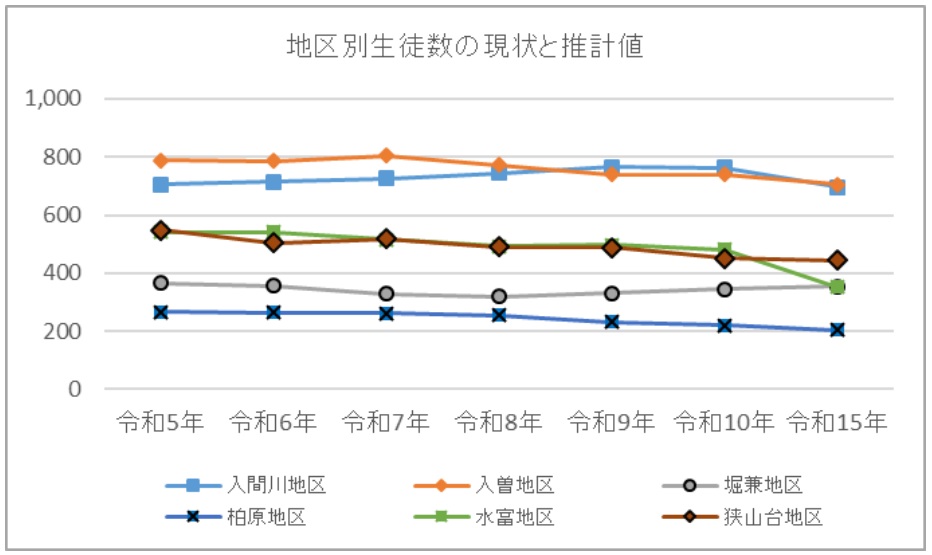

<参照>本基本方針 P22 推計表より

地区別の児童・生徒数と学級数の実績値と推計値

項目、年＼地区	入間川	入曽	堀兼	奥富	柏原	水富	新狭山	狭山台	合計
面積(ha)	1,032	694	1,134	414	617	773	130	107	4,899
人口	45,523	34,415	14,573	6,240	11,465	21,458	5,035	10,404	149,113
世帯数	22,653	15,974	6,976	2,738	5,070	9,779	2,842	5,564	71,596
小学校数	3	4	1	1	1	3	1	1	15
中学校数	2	2	1		1	1		1	8
令和５年度									
小学校									
児童数	1,708	1,535	229	302	461	955	406	370	5,966
１校当たり平均児童数	569	384	229	302	461	318	406	370	398
学級数	56	54	10	12	16	33	14	12	207
１校当たり平均学級数	18.7	13.5	10.0	12.0	16.0	11.0	14.0	12.0	13.8
１学年当たり平均学級数	3.1	2.3	1.7	2.0	2.7	1.8	2.3	2.0	2.3
平均学級人数	31	28	23	25	29	29	29	31	29
中学校									
生徒数	704	788	365	入間川地区に含まれる。	267	540	堀兼地区に含まれる。	549	3,213
１校当たり平均生徒数	352	394	365		267	540		549	402
学級数	19	23	11		9	15		16	93
１校当たり平均学級数	9.5	11.5	11.0		9.0	15.0		16.0	11.6
１学年当たり平均学級数	3.2	3.8	3.7		3.0	5.0		5.3	3.9
平均学級人数	37	34	33		30	36		34	35
令和１５年度									
小学校									
児童数	1,741	1,301	194	193	326	749	591	320	5,415
１校当たり平均児童数	580	325	194	193	326	250	591	320	361
学級数	58	47	7	6	12	30	18	12	190
１校当たり平均学級数	19.3	11.8	7.0	6.0	12.0	10.0	18.0	12.0	12.7
１学年当たり平均学級数	3.2	2.0	1.2	1.0	2.0	1.7	3.0	2.0	2.1
平均学級人数	30	28	28	32	27	25	33	27	29
中学校									
生徒数	695	704	354	入間川地区に含まれる。	205	351	堀兼地区に含まれる。	445	2,754
１校当たり平均生徒数	348	352	354		205	351		445	344
学級数	21	21	10		6	11		13	82
１校当たり平均学級数	10.5	10.5	10.0		6.0	11.0		13.0	10.3
１学年当たり平均学級数	3.5	3.5	3.3		2.0	3.7		4.3	3.4
平均学級人数	33	34	35		34	32		34	34

1 人口、世帯数、小学校数、中学校数は、令和５年４月１日現在、その他の数値（面積は除く）は、各年５月１日現在
※面積は、令和４年９月３０日現在。各地区単位で、小数点以下四捨五入しているため、合計と一致していない。

2 平均値は、小数点以下四捨五入した。ただし、１学年当たり平均学級数は、小数点以下第２位を四捨五入した。

3 学級数は、通常学級の数で、平均学級数及び平均学級人数の算出には特別支援学級数とその児童生徒数を除いた。

〈参照〉本基本方針 P22 推計表より

(4)学校別の児童生徒数、学級数の現状と今後の見通し

① 小学校

ア 児童数

令和５年度に市の平均児童数 397.7 人を上回る学校は、入間川小学校、入間川東小学校、富士見小学校、南小学校、入間野小学校、新狭山小学校、柏原小学校、広瀬小学校の８校です。

市の平均児童数を下回る学校は、山王小学校、御狩場小学校、堀兼小学校、狭山台小学校、奥富小学校、水富小学校、笹井小学校の７校であり、最多校と最少校では児童数におよそ 3.５倍の開きがあります。

令和 15 年度に市の平均児童数 361 人を上回る学校は、入間川小学校、入間川東小学校、富士見小学校、南小学校、入間野小学校、新狭山小学校の６校になる見込みです。

市の平均児童数を下回る学校は、山王小学校、御狩場小学校、堀兼小学校、狭山台小学校、奥富小学校、柏原小学校、水富小学校、広瀬小学校、笹井小学校の９校になる見込みであり、最多校と最少校で児童数におよそ 4.7 倍の開きがあります。

今後の見通しとして、児童数の減少により学校規模の小規模化が進む見込みです。

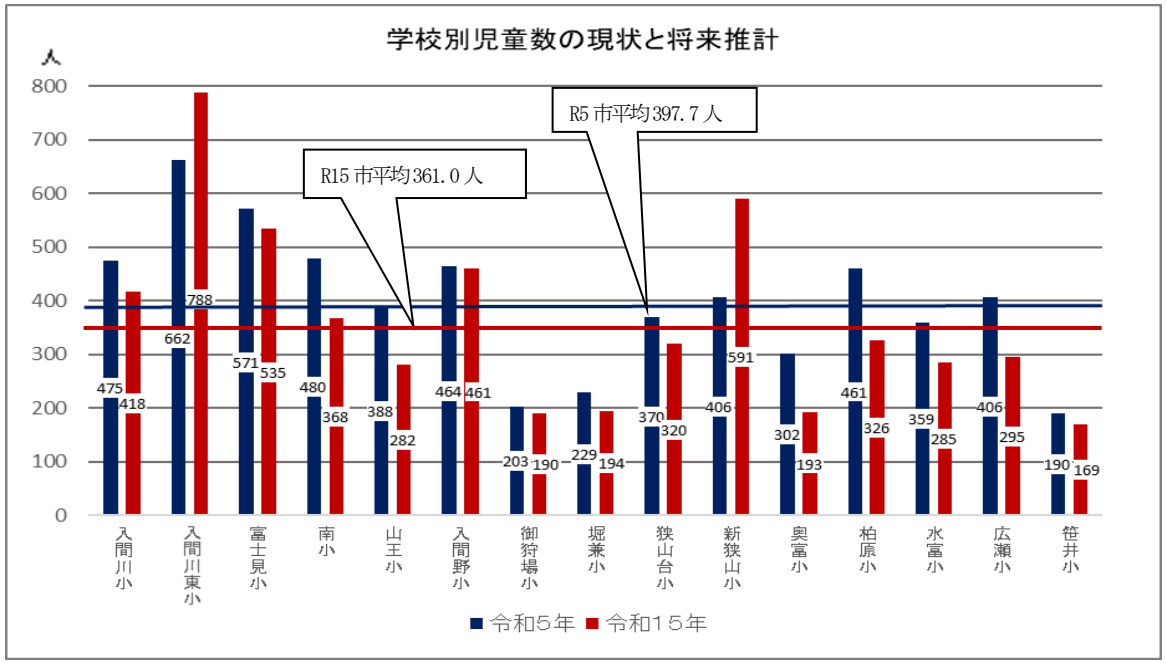

<参照>本基本方針 P22 推計表より

イ　学級数

令和５年度に市の平均学級数13.８学級を上回る学校は、入間川小学校、入間川東小学校、富士見小学校、南小学校、入間野小学校、新狭山小学校、柏原小学校、広瀬小学校の８校です。市の平均学級数を下回る学校は、山王小学校、御狩場小学校、堀兼小学校、狭山台小学校、奥富小学校、水富小学校、笹井小学校の７校です。

令和 15 年度に市の平均学級数 12.７学級を上回る学校は、入間川小学校、入間川東小学校、富士見小学校、入間野小学校、新狭山小学校の５校になる見込みです。

市の平均学級数を下回る学校は南小学校、山王小学校、御狩場小学校、堀兼小学校、狭山台小学校、奥富小学校、柏原小学校、水富小学校、広瀬小学校、笹井小学校の 10 校になる見込みです。

今後の見通しとして、学級数の減少により学校規模の小規模化が進む学校があり、学校運営への影響が懸念されます。

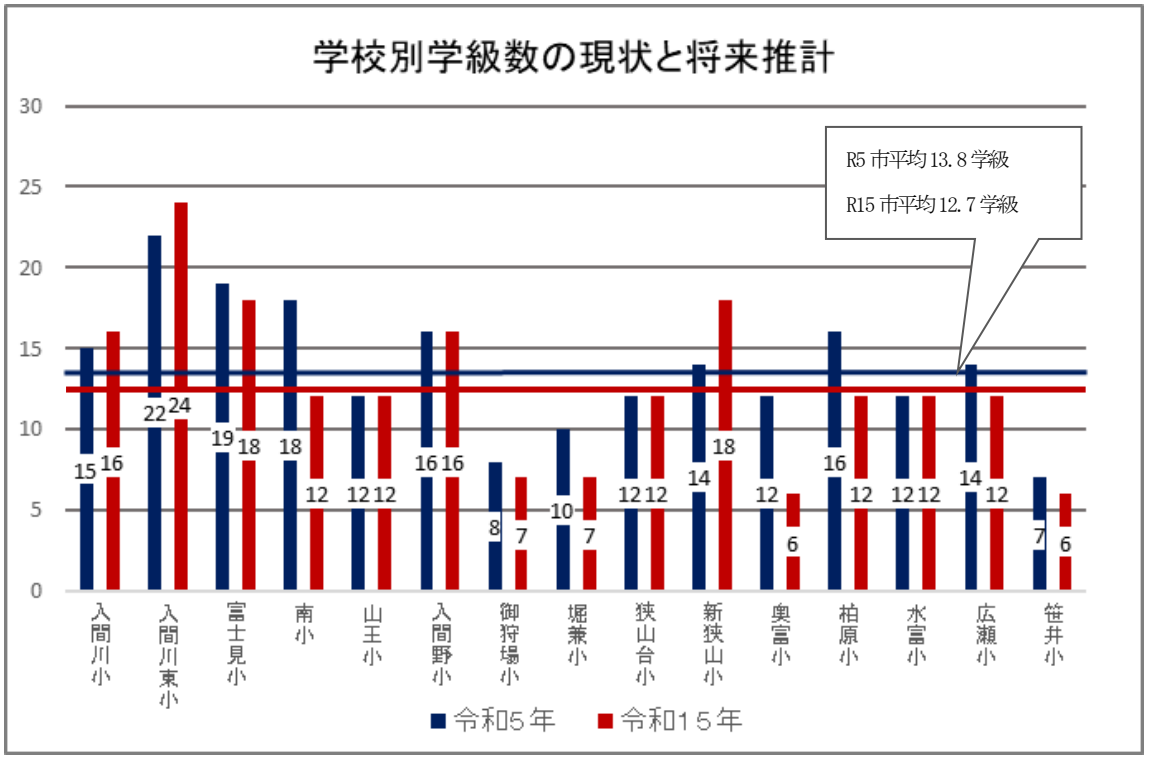

<参照>本基本方針 P22 推計表より

ウ　学校１学級あたりの平均児童数

令和５年度に市の学校１学級あたりの平均児童数 28.5 人を上回る学校は、入間川小学校、入間川東小学校、富士見小学校、山王小学校、入間野小学校、狭山台小学校、新狭山小学校、柏原小学校、水富小学校、広瀬小学校の 10 校です。

市の学校１学級あたりの平均児童数を下回る学校は、南小学校、御狩場小学校、堀兼小学校、奥富小学校、笹井小学校の５校です。

令和 15 年度に市の学校１学級あたりの平均児童数 28.3 人を上回る学校は、入間川東小学校、富士見小学校、南小学校、入間野小学校、新狭山小学校、奥富小学校の６校になる見込みです。

市の学校１学級あたりの平均児童数を下回る学校は、入間川小学校、山王小学校、御狩場小学校、堀兼小学校、狭山台小学校、柏原小学校、水富小学校、広瀬小学校、笹井小学校の９校になる見込みです。

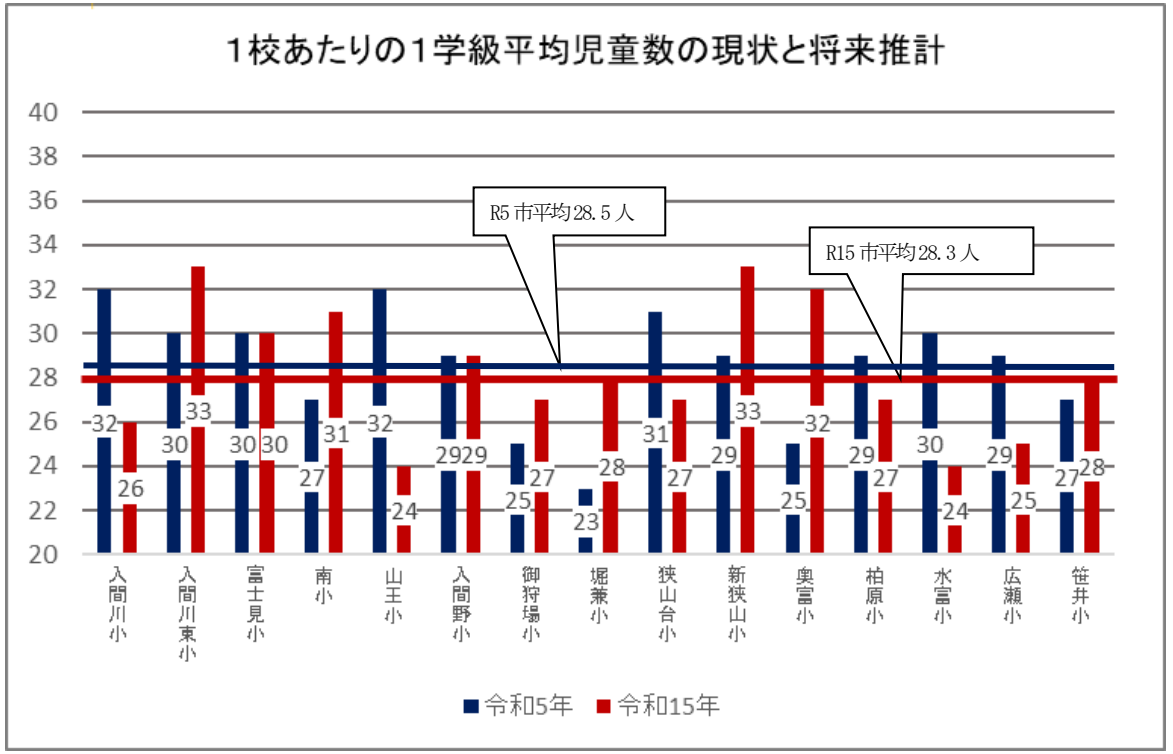

<参照>本基本方針 P22 推計表より

① 中学校

ア 生徒数

令和５年度に市の平均生徒数 401.９人を上回る学校は、中央中学校、入間野中学校、狭山台中学校、西中学校の４校です。

市の平均生徒数を下回る学校は、入間川中学校、山王中学校、堀兼中学校、柏原中学校の４校であり、最多校と最少校では約 2.２倍の開きがあります。

令和 15 年度に市の平均生徒数 344.３人を上回る学校は、中央中学校、入間野中学校、堀兼中学校、狭山台中学校、西中学校の５校です。

市の平均生徒数を下回る学校は、入間川中学校、山王中学校、柏原中学校の３校であり、最多校と最少校では約 2.３倍の開きがあります。

今後の見通しとして、市全体では、生徒数の減少と学校間で生徒数に不均衡な状況が続く見込みです。

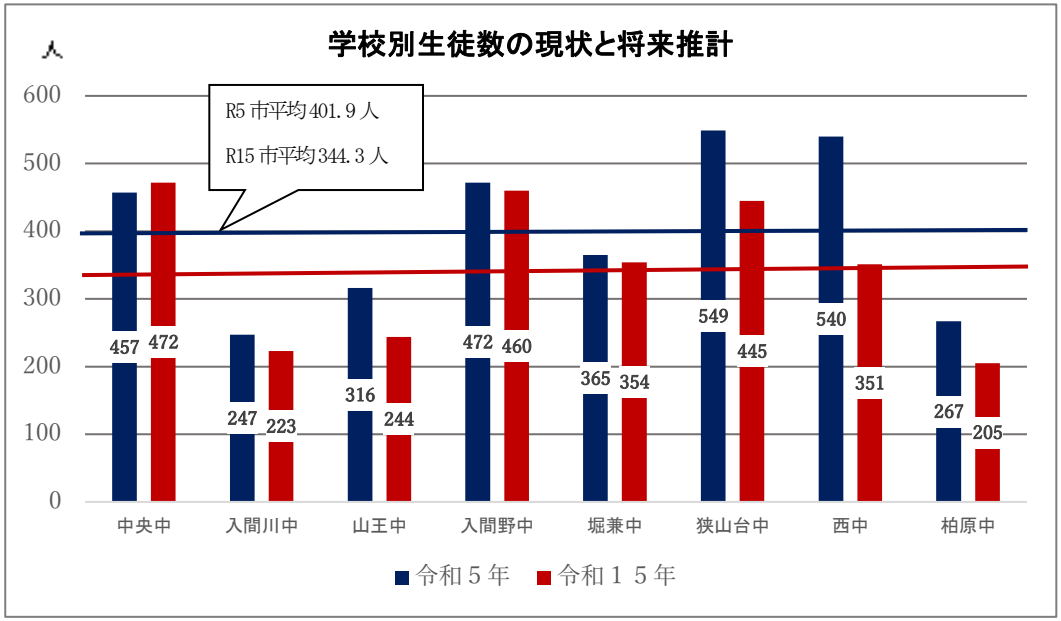

<参照>本基本方針 P22 推計表より

イ　学級数

令和５年度に市の平均学級数 11.６学級を上回る学校は、中央中学校、入間野中学校、狭山台中学校、西中学校の４校です。市の平均学級数を下回る学校は、入間川中学校、山王中学校、堀兼中学校、柏原中学校の４校です。

令和 15 年度に市の平均学級数 10.３学級を上回る学校は、中央中学校、入間野中学校、狭山台中学校、西中学校の４校です。

市の平均学級数を下回る学校は、入間川中学校、山王中学校、堀兼中学校、柏原中学校の４校になる見込みです。

今後の見通しとして、学校間で学級数に不均衡な状況が続く見込みであることから、教育環境に不均衡が生じる可能性があります。

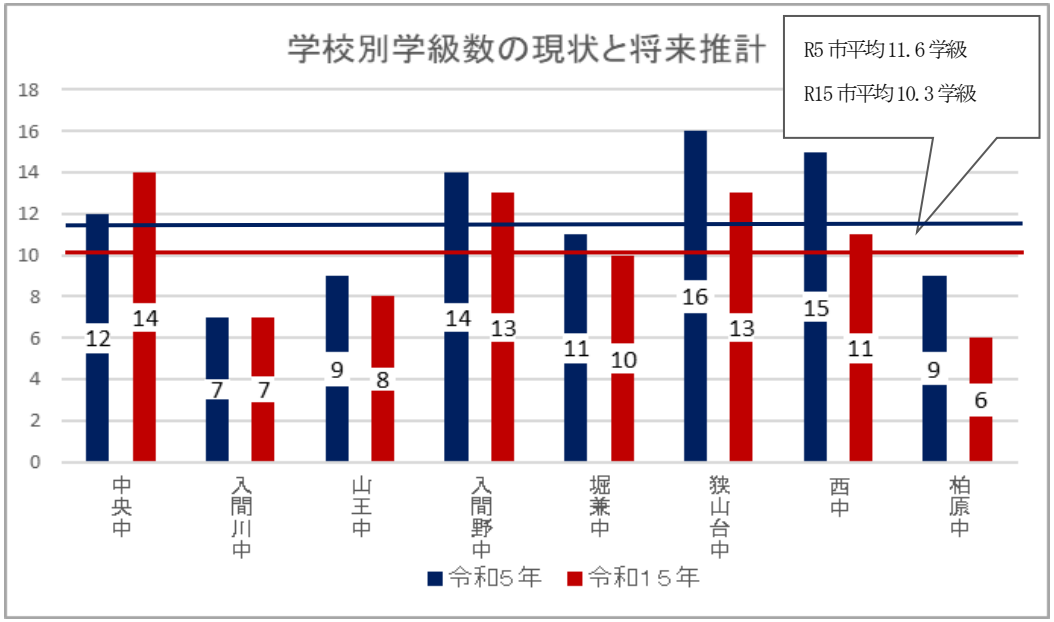

<参照>本基本方針 P22 推計表より

ウ　学校１学級あたりの平均生徒数

令和５年度に市の学校１学級あたりの平均生徒数 34.4 人を上回る学校は、中央中学校、入間川中学校、山王中学校、西中学校の４校です。

市の学校１学級あたりの平均生徒数を下回る学校は、入間野中学校、堀兼中学校、狭山台中学校、柏原中学校の４校です。

令和 15 年度に市の学校１学級あたりの平均生徒数 33.4 人を上回る学校は、中央中学校、入間野中学校、堀兼中学校、狭山台中学校、柏原中学校の５校になる見込みです。

市の学校１学級あたりの平均生徒数を下回る学校は、入間川中学校、山王中学校、西中学校の３校になる見込みです。

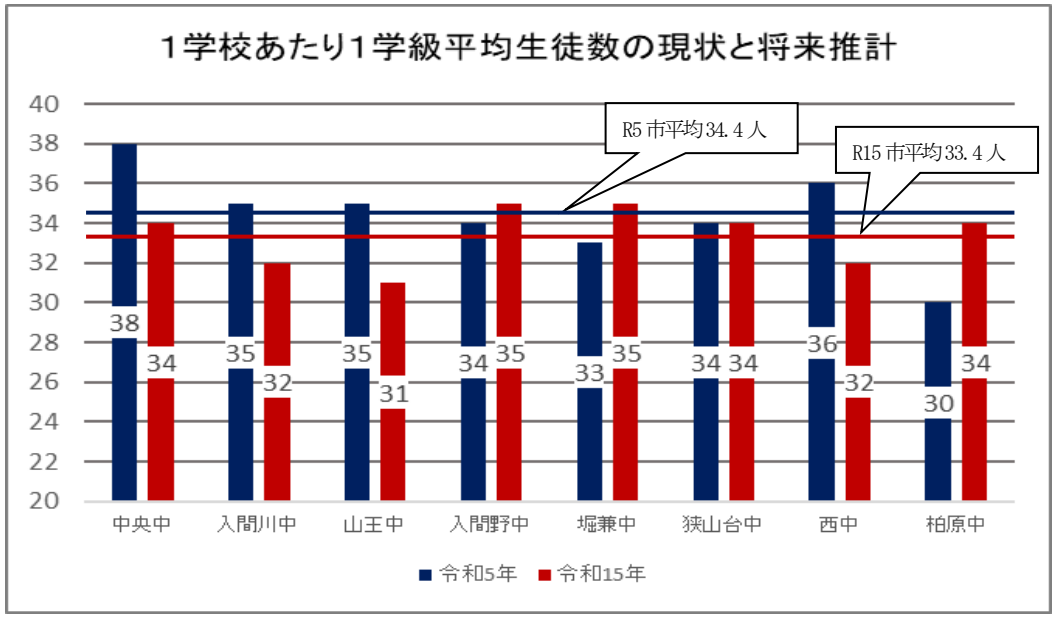

<参照>本基本方針 P22 推計表より

社会増減を見込んだ児童生徒数・学級数推計表

令和５年１２月１０日現在

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
入間川小	475 (16)	480 (20)	485 (20)	488 (20)	472 (20)	430 (20)	418 (20)
	15 (3)	16 (3)	17 (3)	17 (3)	16 (3)	16 (3)	16 (3)
入間川東小	662 (10)	663 (9)	645 (9)	648 (9)	662 (9)	670 (9)	788 (9)
	22 (2)	22 (2)	21 (2)	22 (2)	22 (2)	23 (2)	24 (2)
富士見小	571 (16)	585 (15)	554 (15)	576 (15)	568 (15)	566 (15)	535 (15)
	19 (3)	20 (3)	19 (3)	19 (3)	19 (3)	19 (3)	18 (3)
南小	480 (20)	488 (18)	480 (18)	469 (18)	457 (18)	434 (18)	368 (18)
	18 (3)	17 (3)	18 (3)	17 (3)	17 (3)	16 (3)	12 (3)
山王小	388 (21)	385 (20)	386 (20)	371 (20)	359 (20)	348 (20)	282 (20)
	12 (4)	12 (4)	13 (4)	12 (4)	12 (4)	12 (4)	12 (4)
入間野小	464 (2)	463 (3)	475 (3)	489 (3)	486 (3)	509 (3)	461 (3)
	16 (1)	16 (1)	17 (1)	17 (1)	16 (1)	17 (1)	16 (1)
御狩場小	203 (3)	194 (3)	193 (3)	190 (3)	191 (3)	181 (3)	190 (3)
	8 (1)	7 (1)	7 (1)	8 (1)	8 (1)	7 (1)	7 (1)
堀兼小	229 (3)	228 (3)	228 (3)	221 (3)	211 (3)	208 (3)	194 (3)
	10 (1)	9 (2)	10 (2)	10 (2)	9 (2)	8 (2)	7 (2)
狭山台小	370 (18)	373 (19)	359 (19)	372 (19)	364 (19)	365 (19)	320 (19)
	12 (3)	13 (4)	13 (4)	13 (4)	13 (4)	13 (4)	12 (4)
新狭山小	406 (14)	435 (16)	448 (16)	484 (16)	507 (16)	527 (16)	591 (16)
	14 (2)	15 (3)	16 (3)	17 (3)	18 (3)	18 (3)	18 (3)
奥富小	302 (6)	303 (6)	287 (6)	280 (6)	270 (6)	253 (6)	193 (6)
	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	11 (1)	6 (1)
柏原小	461 (19)	453 (20)	450 (20)	433 (20)	429 (20)	419 (20)	326 (20)
	16 (3)	16 (4)	16 (4)	15 (4)	15 (4)	15 (4)	12 (4)
水富小	359 (9)	345 (11)	313 (11)	302 (11)	284 (11)	278 (11)	285 (11)
	12 (2)	12 (3)	12 (3)	11 (3)	12 (3)	12 (3)	12 (3)
広瀬小	406 (22)	396 (18)	392 (18)	387 (18)	359 (18)	340 (18)	295 (18)
	14 (4)	14 (4)	14 (4)	14 (4)	13 (4)	13 (4)	12 (4)
笹井小	190 (11)	189 (9)	183 (9)	174 (9)	166 (9)	166 (9)	169 (9)
	7 (2)	7 (2)	7 (2)	7 (2)	7 (2)	7 (2)	6 (2)
計	5,966 (190)	5,980 (190)	5,878 (190)	5,884 (190)	5,785 (190)	5,694 (190)	5,415 (190)
	207 (35)	208 (40)	212 (40)	211 (40)	209 (40)	207 (40)	190 (40)
中央中	457 (10)	467 (6)	488 (6)	518 (6)	517 (6)	505 (6)	472 (6)
	12 (2)	14 (2)	13 (2)	14 (2)	15 (2)	14 (2)	14 (2)
入間川中	247 (1)	247 (3)	239 (3)	227 (3)	248 (3)	257 (3)	223 (3)
	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	8 (1)	9 (1)	7 (1)
山王中	316 (9)	311 (9)	314 (9)	288 (9)	283 (9)	276 (9)	244 (9)
	9 (2)	9 (2)	9 (2)	9 (2)	9 (2)	9 (2)	8 (2)
入間野中	472 (16)	474 (8)	491 (8)	484 (8)	457 (8)	464 (8)	460 (8)
	14 (2)	14 (2)	14 (2)	14 (2)	13 (2)	14 (2)	13 (2)
堀兼中	365 (6)	357 (6)	328 (6)	319 (6)	332 (6)	344 (6)	354 (6)
	11 (2)	10 (2)	9 (2)	9 (2)	10 (2)	11 (2)	10 (2)
狭山台中	549 (17)	504 (16)	518 (16)	491 (16)	489 (16)	450 (16)	445 (16)
	16 (3)	15 (3)	15 (3)	14 (3)	14 (3)	12 (3)	13 (3)
西中	540 (18)	541 (22)	515 (22)	492 (22)	498 (22)	480 (22)	351 (22)
	15 (3)	15 (4)	15 (4)	15 (4)	15 (4)	14 (4)	11 (4)
柏原中	267 (3)	264 (3)	262 (3)	254 (3)	232 (3)	220 (3)	205 (3)
	9 (1)	9 (1)	9 (1)	9 (1)	8 (1)	7 (1)	6 (1)
計	3,213 (80)	3,165 (73)	3,155 (73)	3,073 (73)	3,056 (73)	2,996 (73)	2,754 (73)
	93 (16)	93 (17)	91 (17)	91 (17)	92 (17)	90 (17)	82 (17)

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。
注２）学級数は、現年については当該年の５月１日現在児童生徒数・学級数の実学級数とし、当該年の小学校１・２・３・４年生は35人学級。
　　翌年以降は、１年ごとに該当学年を35人学級にしている。
注３）この推計表は、令和５年５月１日現在の年齢別人口を翌年度以降年齢を１歳ずつ進行させて作成したものを基に、自然増減及び社会増減等の要因を
　　加味したものである。
注４）特別許可地区については、就学状況を加味して算出している。

(5)学校施設の改築等の今後の見通し

校舎、体育館等の学校施設は、順次、築後 50 年を経過してきており、老朽化に対応するための長寿命化に向けた改築や大規模改修の検討の必要性が生じています。

これまでも、校舎等の耐震補強については順次進め、全て完了しておりますが、今後も、老朽化に対応するためにすべての小・中学校の施設を改築や長寿命化改修を行う場合、40 年間の総額では 790 億円・年平均 19.8 億円が必要となり、直近 10 年の実績値 7.1 億円と約 2.8 倍の乖離となっています。

こうしたなか、本市の財政状況は、歳入が伸び悩む中で、歳出については、扶助費等の義務的経費が大幅に増加してきており、その分、投資的経費である普通建設事業費は減少し、令和 4 年度の普通会計決算では約 35 億円に留まっています。

このような状況の中で、すべての小・中学校の施設を改築又は長寿命化改修していくためには、財源の確保と長期の取組が必要となります。

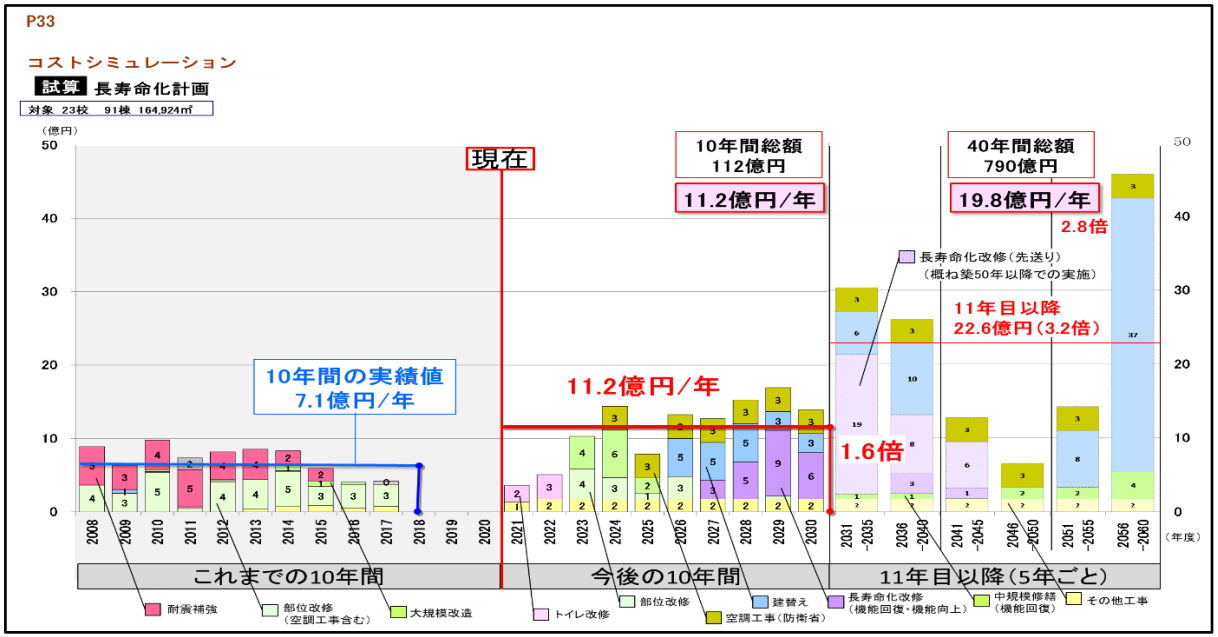

(注)1 このグラフは、「狭山市学校施設長寿命化計画」における「長期の整備費用」のうち、「23 校を今後も維持した場合」の試算結果です。老朽化状況、棟の経年および、各棟の面積を勘案し、各施設の整備時期を振り分けて試算したものです。

3 学校規模による学校教育の課題

集団の中で切磋琢磨しながら学習をして、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましい姿です。

しかし、本市は、児童・生徒数の減少により適正規模に満たない学校が存在するなど、学校の小規模化に伴う学習面、生活面、学校運営面等の影響が懸念されます。

こうしたなかでは、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、小規模化の学校を適正な規模にする方策を計画的に講じるなどして、活力ある学校づくりを推進させていく必要があります。

	小規模校	
	メリット	デメリット
【学習面】	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
		1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。
		中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。
		児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
【生活面】	児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。	クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
	異学年間の縦の交流が生まれやすい。	集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
		組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
【学校運営面・財政面】	全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。
	学校が一体となって活動しやすい。	学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。
	施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	一人に複数の校務分掌が集中しやすい。
		教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
		子供一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
【その他】	保護者や地域社会との連携が図りやすい。	PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

〈参考〉文部科学省 「学校規模の小規模化によるメリット・デメリット（例）」

4 学校の規模と配置の適正化の必要性

本市が目指す学校教育の基本方針の下、４ つの基本目標の実現を図るためには、次のような視点から小・中学校の規模と配置の適正化を図る必要があります。

(1)本市の基本理念と基本方針

本市の教育の基本理念である「夢をかなえ　人をつくる　狭山の教育」に基づき、「生きる力を備え　未来へはばたく“さやまっ子”の育成」を学校教育の基本方針とし、次の４つの基本目標の実現を目指します。

基本目標Ⅰ　確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

基本目標Ⅱ　豊かな心の育成と健康・体力の増進

基本目標Ⅲ　質が高く魅力ある教育環境の充実

基本目標Ⅳ　家庭や地域との絆づくりの推進

(2)学校の規模と配置の適正化を進めるための視点

視点1　集団教育の充実

学校教育は、児童生徒の能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としています。

そのためには、学校での集団活動を通じて、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要となります。

しかし、小規模校では、学級数が少ないため、クラス替えも限られた中でのものとなることから、その分、様々な児童生徒と交流する機会も少なく、学級間で切磋琢磨しようとする意欲を育てる環境も限られるなどの課題があります。

こうした課題の解決を図るためには、一定の学校規模が必要であり、学級数が増えることにより、児童・生徒同士の出会いも広がり、人間関係にも広がりが期待でき、また、学級間の交流も活発化し、互いに切磋琢磨しようとする意欲も高まり、これらを通じて、社会性や規範意識を身につけることができるようになります。

これまで統廃合を実施した学校では、クラスの人数が増えたことにより、友人が増えて、学級間の交流や学校行事が活発になるなど、一定の成果が図られています。

視点2　教科学習・指導の充実

学校教育においては、教科学習を通じて、個に応じた指導を工夫し、基礎的な学力の定着を図るとともに、総合的な学習の時間などを通して、自ら学び考える力などの確かな学力を育成することが重要となります。

しかしながら、小規模校では、学級数が少なくなるに従い、配置される教員数も少なくなることから、一人の教員が分掌する校務が増えるため、学年の中で教科学習に関する打合せや協議等を行う時間と機会が少なくなり、授業の準備が十分行えなくなることや、児童・生徒個々の学力に応じた学習の指導形態を取りにくくなるといった課題があります。

さらに、クラス替えも限られた中でのものとなることから、クラスの入れ替えを通じて互いに刺激し合い、学習意欲を高めるといったことも期待しにくくなるなどの課題もあります。

また、単学級においては、その学級規模が極端に小さくなった場合は、班活動やグループ分けに制約が生じたり、児童・生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じたりするなどの課題があります。

こうした課題の解決を図るためには、一定の学校規模が必要であり、教員数が増えることにより、一人の教員が分掌する校務が減り、教材研究の時間や個別指導の時間も確保しやすくなり、更には、学級数が増えることにより、学級間の交流の幅が広がり、互いに切磋琢磨しようとする意欲も高まり、これらを通じて、児童・生徒の学習意欲を喚起することができるようになります。

これまで統廃合を実施した学校では、児童・生徒数の増加とともに教員数も増えたことにより、全教科で教員を配置することが出来るようになり、教科指導の充実と校務負担を軽減することができるなど、一定の成果が図られています。

視点3　学校行事や部活動の充実

学校教育では、教科学習だけでなく、運動会などの学校行事や部活動を通じて、集団としての連帯意識や向上心を養うとともに、児童・生徒の個々の資質や能力等の醸成を図っていくことが重要となります。

しかしながら、小規模校では、児童・生徒数や学級数に限りがあるため、運動会や体育祭で実施できる種目が制限され、学級間の対抗戦にも盛り上がりを欠き、また、部活動にしても、教員数が少ないことにより、指導者の有無や部員数の確保の可否により、実施できる部活動に制約が生じ、生徒の希望に応じにくいという課題があります。

こうした課題の解決を図るためには、一定の学校規模が必要であり、児童・生徒数や学級数が増えることにより、運動会や体育祭で実施できる種目の

幅が広がり学級間の対抗戦も盛り上がるなどして、学校行事の活性化が図られるようになります。

また、部活動においては、平成 29 年 4 月から部活動指導員が制度化されるなど、部活動の指導体制の制度充実が図られているなか、さらに教員や生徒数が増えることによって部活動の数も増え、生徒の希望にかなう可能性が高まり、部活動の活性化が図られることに繋がります。

これまで統廃合を実施した学校では、児童・生徒数が増えたことにより、運動会や体育祭などの学校行事に活気が生まれ、また、中学校では、生徒数と教員が増えたことにより、新たな部活動が出来て、部活動の指導体制が充実した結果、県大会あるいは関東大会に出場するなど、一定の成果が図られています。

視点4　学校施設の充実

令和 5 年 5 月現在、小・中学校 23 校のうち、9 校では築後 50 年以上を経過している校舎が存在しており、老朽化が進んでいる学校施設については、長寿命化に向けた改築や大規模改修を計画的に進めることにより、児童・生徒が安全で快適に学習できる環境を整える必要があります。

今後において、学校施設は、順次、改築や大規模改修の検討が必要な時期を迎えますが、市の財政状況が非常に厳しい中では、すべての施設を改築又は大規模改修することはとても難しい状況にあります。

このような状況では、児童・生徒数の今後の見通し等を踏まえ、学校の規模と配置の適正化を図るなかで、学校施設の改修を実施するとともに、学校の数を削減することにより、校舎等の改築や大規模改修に係る経費の抑制と期間の短縮が図られ、より計画的に学校施設の充実を図ることが可能となります。

これまで統廃合を実施した学校では、統合の時期に合わせて学校施設の改修を行うことで、児童・生徒の安心安全な学習環境を確保できるなど、一定の成果が図られています。

視点5　地域社会との連携充実

学習指導要領の改訂や教員の資質能力の向上等、様々な学校教育を巡る教育改革の方向性や地方創生の動向において、子供たちの成長過程における地域・社会との関わりの重要性や学校と地域の連携・協働の重要性等が示されています。

こうしたなか、学校が抱える複雑化・困難化している課題を解決し、子供たちの生きる力を育んでいくためには、地域住民や保護者等の参画を得て、力を合わせて学校運営を行っていくことが求められています。

他方、学校施設の開放や地域の行事への協力、あるいは、防災拠点としての活用等を通じて、学校が持つ人的及び物的な資源を地域社会の中で生かすとともに、学校運営協議会や学校支援ボランティア等を通じて、地域の人的な資源等を学校運営の中に取り込むなどして、学校と家庭や地域社会とが連携していく必要があります。

しかし、小規模校では、教員の数も限られているため、地域からの要望に十分に応えられない場合があり、こうした課題の解決を図るためには、一定の学校規模が必要であり、学校の規模と配置の適正化を図るなかで、教職員が増えることにより、学校組織の見直しや校務の効率化を進めることで教職員の負担を軽減し、児童・生徒の指導や地域住民と直接関わる時間をより多く確保させていくことで、地域に開かれた学校として、学校が地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていくことができ、学校と地域の連携・協働の広がりが期待されます。

これまで統廃合を実施した学校では、教職員が増えたことにより、校務負担の軽減が図られ、地域との交流機会が増えました。また、廃校した学校が地域の交流施設に転用になるなど、一定の成果が図られています。

5 学校の規模と配置の適正化の考え方

(1)学校の規模の適正な基準

学校教育法施行規則(第 41 条、第 79 条)では、「12 学級以上 18 学級以下」を小・中学校の標準規模としており、1 学年あたりでは、小学校では 2 学級から 3 学級、中学校では 4 学級から 6 学級になります。

本市では、小学校は、児童数・学級数の減少が見込まれる一方、学校間で、児童数・学級数の乖離が生じております。

また、中学校は、教科担任制であるため、安定した学校運営を図っていくためには、教員は 9 教科の員数分と主要 5 教科の増員分、さらに校長、教頭等を含め、最低 17 名以上の配置が望ましく、その人数を確保するためには、埼玉県市町村小・中学校教職員配当基準により 1 校あたり 9 学級以上、1 学年当たりでは 3 学級以上になることが望まれます。

こうしたことから、小・中学校の適正規模については、これまでの基本方針の考え方を尊重しつつ、国の標準規模を参酌し、さらに、適正規模を設定するにあたっての考え方の視点や学校施設の規模を踏まえて、次のとおり設定します。

(適正規模を設定するにあたっての考え方の視点)

① 小学校は、国の手引きを参酌して、国の標準規模の下限である 12 学級を適正規模の下限とする
② クラス替えにより、児童・生徒同士のつながりや友人関係が広げられるような規模
③ 一定の教育水準を維持し、教育環境の公平性が確保されるような規模
④ 必要な教員の数が確保され、分掌する校務の適切な配分により、児童生徒に対する指導や教科学習の充実が図られるような規模
⑤ 児童生徒が多くの教員と触れ合えることのできるような規模
⑥ 授業や運動会などの学校行事を通じて、集団としての連帯意識や向上心を養うことができるような規模
⑦ 学校長からの意見聴取を踏まえ、教育現場の声を尊重した規模

＜本市における小・中学校の適正規模は、次のとおりとします。＞
■小学校は、全学年合計12学級～24学級(各学年2学級～4学級)
■中学校は、全学年合計12学級～18学級(各学年4学級～6学級)

(2)小・中学校の規模の現状と将来推計

本市における小・中学校の適正規模を踏まえ、小・中学校の現状と将来推計は次のとおりです。

□小学校

区　分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	御狩場小学校（８） 堀兼小学校（１０） 笹井小学校（７）	御狩場小学校（７） 堀兼小学校（７） 奥富小学校（６） 笹井小学校（６）
適正規模校	１２～２４	入間川小学校（１５） 入間川東小学校（２２） 富士見小学校（１９） 南小学校（１８） 山王小学校（１２） 入間野小学校（１６） 狭山台小学校（１２） 新狭山小学校（１４） 奥富小学校（１２） 柏原小学校（１６） 水富小学校（１２） 広瀬小学校（１４）	入間川小学校（１６） 入間川東小学校（２４） 富士見小学校（１８） 南小学校（１２） 山王小学校（１２） 入間野小学校（１６） 狭山台小学校（１２） 新狭山小学校（１８） 柏原小学校（１２） 水富小学校（１２） 広瀬小学校（１２）
大規模校	２５以上		

□中学校

区分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	入間川中学校（７） 山王中学校（９） 堀兼中学校（１１） 柏原中学校（９）	入間川中学校（７） 山王中学校（８） 堀兼中学校（１０） 西中学校（１１） 柏原中学校（６）
適正規模校	１２～１８	中央中学校（１２） 入間野中学校（１４） 狭山台中学校（１６） 西中学校（１５）	中央中学校（１４） 入間野中学校（１３） 狭山台中学校（１３）
大規模校	１９以上		

(3)学校の配置の適正化

学校の配置の適正化については、本方針4(2)学校の規模と配置の適正化を進めるための視点において、子供たちの成長過程における地域・社会との関わりの重要性や学校と地域の連携・協働の重要性等を示しているとおり、子供たちの生きる力を育んでいくために、地域住民や保護者等の参画を得て、力を合わせて学校運営を行っていくことが求められており、子供たちの繋がりや地域コミュニティとの強い結びつきに配慮する必要があります。

地域コミュニティとの結びつきを高める取組として、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進する「コミュニティスクール」化を図るため、令和元年度から学校運営協議会の設置を開始し、令和７年度末までに市内23校全校への設置を予定しています。

また、本市における地域コミュニティの単位は、「地区センター」を中心に「地区まちづくり推進会議」が組織されるなど、市民が主体となって、地域の特色を活かした「地区まちづくり事業」が行われていることから市内８地区とします。

学校の配置の適正化に関連性の高い公共施設等総合管理計画や都市計画マスタープランにおいても、学校施設を含む地域拠点施設の再編パターンやまちづくりの方針を同様の地区区分で示しております。

また、学校施設は地域の防災拠点としての機能を担っています。

このような状況を踏まえ、小学校の配置の適正化の検討については、児童の通学距離や通学路の安全に配慮しながら、市内８地区ごとに取り組み、各地区に最低１校は存続させることとします。

中学校の配置の適正化の検討については、前述の状況に加え、自転車通学が可能であることや部活動等での移動により児童と比較し活動範囲が広範となることから、生徒の通学条件を考慮しつつ、検討してまいります。

＜学校の配置の適正化をする上での検討基準＞

■小学校

児童の通学距離や通学路の安全に配慮しながら、地区ごとに取り組み、各地区に最低1校は存続させることとする。

■中学校

生徒の通学条件を考慮しつつ、学校間の生徒数の不均衡を解消する方策を検討することとする。

6 小・中学校の規模と配置の適正化に向けた検討

児童・生徒数の減少により学校の規模の小規模化が進む見込みのなか、一定の学校規模を確保するためには、学校の規模と配置の適正化を図る必要があります。

本市の児童・生徒数の予測と本市における小・中学校の適正規模をもとに、適正化に向けた検討を行った結果は次のとおりです。

(1)小学校

① 令和５年度の地区別小学校数

地区名	入間川	入曽	堀兼	奥富	柏原	水富	新狭山	狭山台	合計
学校数	3	4	1	1	1	3	1	1	15

② 市全域の観点で捉えた適正な小学校数

令和 15 年度の児童数 5,415 人÷(小学校の適正規模学級数の中間である 18 学級×市内小学校の平均学級人数 29 人)

＝10.37 校 ≒ 10 校(小数点以下第１位を四捨五入)

③ 地区ごとの適正な小学校数

令和 15 年度の各地区の児童数÷(小学校の適正規模学級数の中間である 18 学級×市内小学校の平均学級人数 29 人)

地区名	入間川	入曽	堀兼	奥富	柏原	水富	新狭山	狭山台	合計
適正数 (学校数)	3 (3.3)	3 (2.5)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.6)	1 (1.4)	1 (1.1)	1 (0.6)	12 (10.3)

堀兼地区、奥富地区、柏原地区及び狭山台地区は、地区ごとの適正な小学校数が１校未満になる見込みですが、小学校は各地区に最低１校は存続させるという考え方を踏まえ、入間川地区、入曽地区、水富地区及び新狭山地区の８校に４地区４校を加えた 12 校が地区ごとの適正な小学校数になります。

④ 適正化の検討が必要な地区

適正化に必要な学校数＝令和５年度の地区別小学校数－令和 15 年度の地区ごとの適正な小学校数

地区名	入間川	入曽	堀兼	奥富	柏原	水富	新狭山	狭山台
学校数	0	1	―	―	―	2	―	―

適正化の検討が必要な地区は、令和５年度の地区別小学校数から令和 15 年度の地区ごとの適正な小学校数を減じて１校以上減になる見込みの入曽地区並びに水富地区が対象になります。

※各地区に最低 1 校は小学校を残すことから、堀兼地区、奥富地区、柏原地区、新狭山地区及び狭山台地区は適正化の検討が必要な地区から除きます。

⑤ 地区の状況

ア 入曽地区

小学校４校のうち南小学校、山王小学校、入間野小学校は適正規模で推移する見込みですが、御狩場小学校は既に４つの学年で単学級が生じるなど小規模校の状況にあり、学級数はさらに減少して単学級が増える可能性があります。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
南小	480（ 20 ） 18（ 3 ）	488（ 18 ） 17（ 3 ）	480（ 18 ） 18（ 3 ）	469（ 18 ） 17（ 3 ）	457（ 18 ） 17（ 3 ）	434（ 18 ） 16（ 3 ）	368（ 18 ） 12（ 3 ）
山王小	388（ 21 ） 12（ 4 ）	385（ 20 ） 12（ 4 ）	386（ 20 ） 13（ 4 ）	371（ 20 ） 12（ 4 ）	359（ 20 ） 12（ 4 ）	348（ 20 ） 12（ 4 ）	282（ 20 ） 12（ 4 ）
入間野小	464（ 2 ） 16（ 1 ）	463（ 3 ） 16（ 1 ）	475（ 3 ） 17（ 1 ）	489（ 3 ） 17（ 1 ）	486（ 3 ） 16（ 1 ）	509（ 3 ） 17（ 1 ）	461（ 3 ） 16（ 1 ）
御狩場小	203（ 3 ） 8（ 1 ）	194（ 3 ） 7（ 1 ）	193（ 3 ） 7（ 1 ）	190（ 3 ） 8（ 1 ）	191（ 3 ） 8（ 1 ）	181（ 3 ） 7（ 1 ）	190（ 3 ） 7（ 1 ）
計	1,535（ 46 ） 54（ 9 ）	1,530（ 44 ） 52（ 9 ）	1,534（ 44 ） 55（ 9 ）	1,519（ 44 ） 54（ 9 ）	1,493（ 44 ） 53（ 9 ）	1,472（ 44 ） 52（ 9 ）	1,301（ 44 ） 47（ 9 ）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区　分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	御狩場小学校（８）	御狩場小学校（７）
適正規模校	１２～２４	南小学校（１８） 山王小学校（１２） 入間野小学校（１６）	南小学校（１２） 山王小学校（１２） 入間野小学校（１６）
大規模校	２５以上		

イ 水富地区

小学校３校のうち水富小学校、広瀬小学校は適正規模で推移する見込みですが、笹井小学校は既に５つの学年で単学級が生じるなど小規模の状況にあり、学級数はさらに減少して単学級が増える可能性があります。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
水富小	359（ 9）	345（ 11）	313（ 11）	302（ 11）	284（ 11）	278（ 11）	285（ 11）
	12（ 2）	12（ 3）	12（ 3）	11（ 3）	12（ 3）	12（ 3）	12（ 3）
広瀬小	406（ 22）	396（ 18）	392（ 18）	387（ 18）	359（ 18）	340（ 18）	295（ 18）
	14（ 4）	14（ 4）	14（ 4）	14（ 4）	13（ 4）	13（ 4）	12（ 4）
笹井小	190（ 11）	189（ 9）	183（ 9）	174（ 9）	166（ 9）	166（ 9）	169（ 9）
	7（ 2）	7（ 2）	7（ 2）	7（ 2）	7（ 2）	7（ 2）	6（ 2）
計	955（ 42）	930（ 38）	888（ 38）	863（ 38）	809（ 38）	784（ 38）	749（ 38）
	33（ 8）	33（ 9）	33（ 9）	32（ 9）	32（ 9）	32（ 9）	30（ 9）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区　分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	笹井小学校（７）	笹井小学校（６）
適正規模校	１２～２４	水富小学校（１２） 広瀬小学校（１４）	水富小学校（１２） 広瀬小学校（１２）
大規模校	２５以上		

(2)中学校

① 令和５年度の地区別中学校数

地区名	入間川	入曽	堀兼	奥富	柏原	水富	新狭山	狭山台	合計
学校数	2	2	1	入間川地区に含む	1	1	堀兼地区に含む	1	8

② 市全域の観点で捉えた適正な中学校数

ア 市全域の観点で捉えた適正な中学校数

令和 15 年度の市全体の生徒数 2,754 人÷(中学校の適正規模学級数の中間である 15 学級×市内中学校の平均学級人数 34 人)

＝5.４校 ≒ ５校(小数点以下第１位を四捨五入)

イ 全体的な学区の見直しをした場合の学級数

(ⅰ)40 人学級の場合

令和 15 年度の市全体の生徒数 2,754 人÷市内の中学校数８校÷40 人学級

＝8.60 学級 ≒ 8.6 学級(小数点以下第２位を四捨五入)

(ⅱ)35 人学級の場合

令和 15 年度の市全体の生徒数 2,754 人÷市内の中学校数８校÷35 人学級

＝9.83 学級 ≒ 9.８学級(小数点以下第２位を四捨五入)

(ⅲ)市内の中学校の平均学級人数 34 人の場合

令和 15 年度の市全体の生徒数 2,754 人÷市内の中学校数８校÷市内中学校の

平均学級人数 34 人

＝10.12 学級 ≒ 10.１学級(小数点以下第２位を四捨五入)

課題である学校間の生徒数の不均衡を、市全体に及ぶ学区の再編により解消しようとすると、(ⅰ)から(ⅲ)の検証のとおり、全中学校が小規模校になってしまいます。中学校の規模の適正化を図るには、現行の８校を維持したままでは、難しいことが分かります。

③ 地区の状況

ア 入間川地区

中学校２校のうち、中央中学校は適正規模で推移する見込みです。

入間川中学校は小規模校で推移する見込みです。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
中央中	457（ 10 ） 12（ 2 ）	467（ 6 ） 14（ 2 ）	488（ 6 ） 13（ 2 ）	518（ 6 ） 14（ 2 ）	517（ 6 ） 15（ 2 ）	505（ 6 ） 14（ 2 ）	472（ 6 ） 14（ 2 ）
入間川中	247（ 1 ） 7（ 1 ）	247（ 3 ） 7（ 1 ）	239（ 3 ） 7（ 1 ）	227（ 3 ） 7（ 1 ）	248（ 3 ） 8（ 1 ）	257（ 3 ） 9（ 1 ）	223（ 3 ） 7（ 1 ）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区　分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	入間川中学校（７）	入間川中学校（７）
適正規模校	１２～１８	中央中学校（１２）	中央中学校（１４）
大規模校	１９以上		

イ 入曽地区

中学校２校のうち、入間野中学校は適正規模で推移する見込みです。

山王中学校は小規模校で推移する見込みです。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
山王中	316（ 9 ） 9（ 2 ）	311（ 9 ） 9（ 2 ）	314（ 9 ） 9（ 2 ）	288（ 9 ） 9（ 2 ）	283（ 9 ） 9（ 2 ）	276（ 9 ） 9（ 2 ）	244（ 9 ） 8（ 2 ）
入間野中	472（ 16 ） 14（ 2 ）	474（ 8 ） 14（ 2 ）	491（ 8 ） 14（ 2 ）	484（ 8 ） 14（ 2 ）	457（ 8 ） 13（ 2 ）	464（ 8 ） 14（ 2 ）	460（ 8 ） 13（ 2 ）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区 分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	山王中学校（９）	山王中学校（８）
適正規模校	１２～１８	入間野中学校（１４）	入間野中学校（１３）
大規模校	１９以上		

ウ 堀兼地区

堀兼中学校は、小規模校で推移する見込みです。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
堀兼中	365（ 6 ） 11（ 2 ）	357（ 6 ） 10（ 2 ）	328（ 6 ） 9（ 2 ）	319（ 6 ） 9（ 2 ）	332（ 6 ） 10（ 2 ）	344（ 6 ） 11（ 2 ）	354（ 6 ） 10（ 2 ）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区 分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	堀兼中学校（１１）	堀兼中学校（１０）
適正規模校	１２～１８		
大規模校	１９以上		

エ 柏原地区

柏原中学校は、小規模校で推移する見込みです。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
柏原中	267（ 3 ） 9（ 1 ）	264（ 3 ） 9（ 1 ）	262（ 3 ） 9（ 1 ）	254（ 3 ） 9（ 1 ）	232（ 3 ） 8（ 1 ）	220（ 3 ） 7（ 1 ）	205（ 3 ） 6（ 1 ）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区　分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下	柏原中学校（９）	柏原中学校（６）
適正規模校	１２～１８		
大規模校	１９以上		

オ 水富地区

西中学校は、生徒数、学級数ともに減少し、令和 15 年度には小規模校に推移する見込みです。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
西中	540（ 18 ） 15（ 3 ）	541（ 22 ） 15（ 4 ）	515（ 22 ） 15（ 4 ）	492（ 22 ） 15（ 4 ）	498（ 22 ） 15（ 4 ）	480（ 22 ） 14（ 4 ）	351（ 22 ） 11（ 4 ）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区　分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下		西中学校（１１）
適正規模校	１２～１８	西中学校（１５）	
大規模校	１９以上		

カ 狭山台地区

狭山台中学校は、適正規模で推移する見込みです。

学校名	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R15
狭山台中	549（ 17 ） 16（ 3 ）	504（ 16 ） 15（ 3 ）	518（ 16 ） 15（ 3 ）	491（ 16 ） 14（ 3 ）	489（ 16 ） 14（ 3 ）	450（ 16 ） 12（ 3 ）	445（ 16 ） 13（ 3 ）

注１）上段は児童生徒数、下段は学級数で、（ ）は、特別支援学級で外数。

区　分	通常学級数	令和５年度	令和１５年度（推計）
小規模校	１１以下		
適正規模校	１２～１８	狭山台中学校（１６）	狭山台中学校（１３）
大規模校	１９以上		

7 小・中学校の規模と配置の適正化の方向性

(1)小学校

小学校の今後の見通しとして、市全体では児童数は減少傾向にあるなか、入間川東小学校と新狭山小学校の児童数は、増加傾向にあります。特に入間川東小学校においては、特別教室の普通教室への転用や特別許可地区の廃止を行い、これまでも普通教室不足に係る対応を行ってきましたが、学級数は令和18 年度に 25 学級となり、転用可能な特別教室もなく、普通教室数が不足する見込みであることから、その対策について早急に取り組む必要があります。

また、入曽地区と水富地区の小学校は、それぞれ適正規模の学校があるなかで、既に単学級が生じている小規模校が存在しており、この傾向は今後も続く見込みです。

国の手引きでは、小学校における小規模校の対応の目安として、7 から 8 学級の規模の場合、「おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、学校運営上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。」と示しています。

こうしたことから、小学校の規模と配置の適正化については、早急に入間川東小学校の教室不足対策に取り組むとともに小規模化による学習指導や学校運営上の課題を早期に解消させる観点から、入曽地区と水富地区について、児童数の推移や学校施設の状況を勘案し、段階的な対応を含めた検討を進めていきます。

(2)中学校

中学校の生徒数は、市全体では減少傾向にあり、令和 5 年度の現時点で入間川中学校、山王中学校、堀兼中学校、柏原中学校がすでに小規模校となっており、さらに令和 15 年度には、西中学校も小規模化する見込みです。

また、将来の学級数については、入間川中学校と山王中学校と柏原中学校で 9 学級を割る見込みです。

国の手引きでは、中学校における小規模校の対応の目安として、9 から 11 学級の規模の場合、「標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模であり、教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。」としています。

こうしたことから、中学校の規模と配置の適正化については、小規模化による集団教育活動への制約や学校運営上の深刻な課題が生じることがないように、市全体で適正化の検討を進めていきます。

8 学校の規模と配置の適正化の手法

学校の規模と配置の適正化を進めていくにあたっては、地域の実情に応じて、以下に示す例を基本的な手法として進めていきます。

① 統廃合のイメージ

方法	内容	イメージ
分割統合	統合予定校のうち1校を分割し、それぞれ他の学校に統合する。	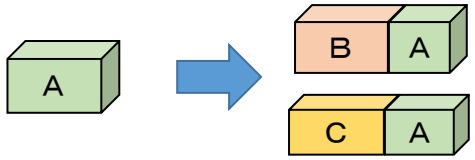
編入統合	統合予定校のうち1校を残し、他の学校を当該学校に統合する。	
新設統合	統合予定校すべてを廃校とし、新たな学校として設置する	

② 通学区域再編のイメージ

方法	内容	イメージ
通学区域の再編	地区内の隣接する学校間や児童・生徒の通学条件を考慮して通学区域を変更することで、学校間の児童・生徒数の不均衡を解消する。	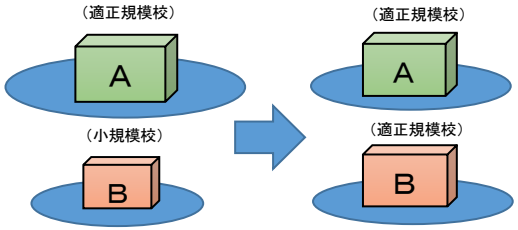

③ 配慮する点

- 各中学校区の小・中学校が一体となった義務教育９年間を見通した教育
- 学校環境の改善
- 通学方法、通学路の安全対策
- 児童・生徒にとっての環境変化への対応
- 地域活動との連携　など

9 学校の規模と配置の適正化の進め方

学校の規模と配置の適正化を図るための具体的な進め方は、次のとおりとします。

(1)基本方針の決定

小・中学校の規模と配置の適正化の検討を進めるに当たっては、総合教育会議、教育委員会議の審議を経て、狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針を定めて推進していきます。

(2)地元検討組織の設置

総合教育会議の協議を経て、学校の規模と配置の適正化を図るための検討が必要であるとなった場合、その関係する学校区の児童・生徒の保護者や地域住民の代表等により構成される検討組織を設置します。

地元検討組織では、まず学校の規模と配置の適正化を図る必要性について確認し、必要性への理解を踏まえて、具体的な内容について検討します。

検討にあたっては、必要に応じて市の関係部署の職員にもオブザーバーとして参画を求めるとともに、検討状況を地域住民にも公開し、住民の意見等も聴きながら、検討作業を進めていきます。

(3)地元検討組織からの提言

地元検討組織では、学校の規模と配置の適正化のための具体的な取組に関する検討結果を提言としてとりまとめ、市へ提出します。

提言の主な内容は、次のとおりとします。

① 具体的な取組手法と対象校
② 通学区域
③ 学校の環境整備の内容
④ 実施時期と具体的なスケジュール
⑤ その他必要な事項

(4)統廃合計画等の策定と推進

市では、地元検討組織から提出された提言の内容を尊重して、市の内部検討を経て、教育委員会議に諮り、統廃合計画等を決定します。

(5)学校の環境整備

学校の規模と配置の適正化に取り組む学校については、老朽化による大規模改修を要する場合を除き、基本的には既存校舎を可能な限り利用することとし、学校環境の改善に必要な改修等を行います。併せて、複合化を見据え、関連部署と連携を図ります。

10 学校の規模と配置の適正化を進めるにあたって特に配慮すること

学校の規模と配置の適正化を進めるにあたっては、次の事項に特に配慮して進めていくものとします。

(1)学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成

具体的な検討に当たっては、学校関係者や保護者、地域住民の理解、協力が不可欠であり、「子どもたちのより良い教育環境の実現のために」という共通の視点で、合意形成を図った上で進めていきます。

(2)市民への情報提供

地元検討組織や教育委員会での検討内容については、市のホームページなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報を提供していきます。

(3)学校と地域の連携

学校と地域の連携は非常に重要であり、避難所や地域行事など、学校が地域の拠点であることに配慮して検討を進めていきます。

(4)学校施設の老朽化への対応

学校の校舎等は、築後 50 年を経過しているところも出てきており、老朽化に対応するための長寿命化に向けた改築や大規模改修を検討する必要性が生じています。

市では、長期的な視点に立って、公共施設の配置を適正化し、財政負担の軽減と平準化を図るため、平成 29 年 3 月に「狭山市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、教育委員会では、令和 3 年 8 月に「狭山市学校施設長寿命化計画」を策定しました。

学校の規模と配置の適正化は、こうした計画と整合性を図りながら、進めていきます。

(5)学校施設の跡地活用の考え方

学校の規模と配置の適正化により生じた学校施設等の跡地は、将来にわたって得がたい貴重な財産であります。

この学校施設の跡地については、近隣の学校に建替え等の計画がある場合には、建替え等の用地としての利用を優先することとし、次には、他の公共用地としての活用を、さらには、地域の活性化のための用地として検討していくものとします。

11 参考資料

(1)国の標準規模等の基準

◇学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条から(中略)第 68 条までの規定は、中学校に準用する。(後略)

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1)学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね 12 学級から 18 学級まで、義務教育学校にあってはおおむね 18 学級から 27 学級までであること。

(2)通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

2　5 学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は 8 学級以下の学級数の義務教育学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18 学級まで」とあるのは「24 学級まで」と、「27 学級」とあるのは「36 学級」とする。

(2)小規模校の対応の目安(国の手引きより)

□小学校の場合

学級数	現　状	対　応　の　目　安
１～５学級	複式学級が存在する規模	おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に学校運営上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
６学級	クラス替えができない規模	おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に学校運営上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。 このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
７～８学級	全学年ではクラス替えができない規模	おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、学校運営上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。 今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、６学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
９～１１学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。 学校全体及び各学年の児童数も勘案し、学校運営上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

□中学校の場合

学級数	現　状	対　応　の　目　安
１～２学級	複式学級が存在する規模	おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に学校運営上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
３学級	クラス替えができない規模	おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に学校運営上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。 このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。
４～５学級	全学年ではクラス替えができない規模	おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。 学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校運営上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。 今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、３学級の場合に準じて速やかな検討が必要である。
６～８学級	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。 学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
９～１１学級	全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模	標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。 教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

(3)埼玉県市町村立小･中学校教職員配当基準表(抜粋)

小学校				中学校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員（特別支援学級を除く）	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2

（4）令和5年度の児童・生徒数、学級数の実績値と、平成35年度の推計値(旧基本方針)の比較表

学校名	児童・生徒数			学級数		
	H35（推計値）	R05（実績値）	R05（実績値）－H35（推計値）	H35（推計値）	R05（実績値）	R05（実績値）－H35（推計値）
入間川小	643（ 5）	475（ 16）	－168（ 11）	20（ 2）	15（ 3）	－5（ 1）
入間川東小	603（ 11）	662（ 10）	59（－1）	18（ 2）	22（ 2）	4（ 0）
富士見小	635（ 16）	571（ 16）	－64（ 0）	19（ 2）	19（ 3）	0（ 1）
南小	486（ 17）	480（ 20）	－6（ 3）	16（ 3）	18（ 3）	2（ 0）
山王小	369（ 16）	388（ 21）	19（ 5）	12（ 2）	12（ 4）	0（ 2）
入間野小	497（ 0）	464（ 2）	－33（ 2）	16（ 0）	16（ 1）	0（ 1）
御狩場小	197（ 4）	203（ 3）	6（－1）	7（ 1）	8（ 1）	1（ 0）
堀兼小	244（ 0）	229（ 3）	－15（ 3）	10（ 0）	10（ 1）	0（ 1）
狭山台小	342（ 13）	370（ 18）	28（ 5）	12（ 2）	12（ 3）	0（ 1）
新狭山小	551（ 15）	406（ 14）	－145（－1）	17（ 2）	14（ 2）	－3（ 0）
奥富小	260（ 0）	302（ 6）	42（ 6）	10（ 0）	12（ 1）	2（ 1）
柏原小	446（ 5）	461（ 19）	15（ 14）	14（ 2）	16（ 3）	2（ 1）
水富小	387（ 5）	359（ 9）	－28（ 4）	12（ 1）	12（ 2）	0（ 1）
広瀬小	392（ 10）	406（ 22）	14（ 12）	12（ 2）	14（ 4）	2（ 2）
笹井小	222（ 2）	190（ 11）	－32（ 9）	8（ 1）	7（ 2）	－1（ 1）
計	6,274（119）	5,966（190）	－308（ 71）	203（22）	207（35）	4（ 13）
中央中	429（ 0）	457（ 10）	28（ 10）	12（ 0）	12（ 2）	0（ 2）
入間川中	364（ 0）	247（ 1）	－117（ 1）	10（ 0）	7（ 1）	－3（ 1）
山王中	397（15）	316（ 9）	－81（－6）	12（ 3）	9（ 2）	－3（－1）
入間野中	464（ 0）	472（ 16）	8（ 16）	14（ 0）	14（ 2）	0（ 2）
堀兼中	388（ 7）	365（ 6）	－23（－1）	12（ 2）	11（ 2）	－1（ 0）
狭山台中	613（15）	549（ 17）	－64（ 2）	18（ 3）	16（ 3）	－2（ 0）
西中	558（19）	540（ 18）	－18（－1）	16（ 3）	15（ 3）	－1（ 0）
柏原中	280（ 0）	267（ 3）	－13（ 3）	9（ 0）	9（ 1）	0（ 1）
計	3,493（56）	3,213（ 80）	－280（ 24）	103（11）	93（16）	－10（ 5）

注１）H35の学級数の推計値は小学校1・2年生は35人、中学1年生は38人、他は40人で算出したもの。（ ）は特別支援学級で外数。

注２）令和5年の児童・生徒数、学級数は５月１日時点のものである。